

第3次

令和8(2026)年度 **》》** 令和 17(2035)年度

西尾市環境基本計画



快適な暮らしと豊かな自然を未来へつなぐ
みんなで作る持続可能なまち にしお

令和8(2026)年3月

 西尾市

はじめに

本市は、東に三ヶ根山をはじめとする豊かな山々を望み、西には矢作川が流れ、南は穏やかな三河湾に面するなど、海・川・山が織りなす豊かな自然環境に恵まれています。これらの豊かな自然は、先人たちが大切に守り育て、私たちの暮らしや産業、そして独自の文化を育んできた、未来に引き継ぐべきかけがえのない財産です。

しかし今、私たちを取り巻く環境は大きな転換期を迎えています。地球温暖化に起因するとみられる猛暑や豪雨災害の頻発、生物多様性の損失、プラスチックごみ問題など、地球規模の環境課題は一層深刻さを増しています。本市においても、この素晴らしい環境を守り、持続可能な形で未来へつないでいくことは、今まさに取り組まなければならない喫緊の課題です。

こうした背景のもと、本市では令和4年2月に、2050年までの温室効果ガス排出量実質ゼロを目指す「西尾市ゼロカーボンシティ」を表明し、さらに令和4年3月には「第2次西尾市環境基本計画(中間見直し版)」を策定し、環境施策の総合的・計画的な推進に努めてまいりました。

このたび、第2次西尾市環境基本計画が終期を迎えるにあたり、これまでの歩みを振り返るとともに、社会情勢の急激な変化に的確に対応するため、今後10年間の指針となる「第3次西尾市環境基本計画」を策定いたしました。

本計画では、前計画との継続性を念頭に置きつつ、SDGs目標の実現を意識し、新たに目指す環境ビジョンとして、「快適な暮らしと豊かな自然を未来へつなぐ みんなでつくる持続可能なまち にしお」を掲げました。この環境ビジョンの実現に向けて5つの柱を設定し、実効性の高い施策を推進してまいります。

環境ビジョンの実現には、行政の力だけで成し遂げられるものではありません。市民の皆様一人一人の日常生活における創意工夫、事業者の皆様による環境に配慮した事業活動の推進、そして、市による施策が結びつくことで初めて大きなうねりとなって、未来を変える力となります。市民・事業者・市など多様な主体の連携が不可欠となりますので、一層のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

最後に、本計画策定にあたり、熱心にご議論をいただきました西尾市環境審議会委員の皆様をはじめ、ヒアリングにご協力いただきました環境団体及び事業者の皆様、また、アンケート調査やパブリックコメント等を通じて貴重なご意見をいただきました皆様に心から感謝を申し上げます。

令和8年3月



西尾市長 中村 健

目次

第1章 計画の基本的事項

- 1 計画の位置づけ1
- 2 計画の期間 2
- 3 計画の対象地域 2
- 4 対象とする環境の範囲 2
- 5 各主体の役割 2

第2章 本市を取り巻く環境の状況

- 1 国内外の動向の変化 3
- 2 第2次西尾市環境基本計画の評価 7
- 3 市民・事業者の環境意識(アンケート調査) 8

第3章 目指す環境ビジョンと5つの柱

- 1 目指す環境ビジョン 9
- 2 環境ビジョンの実現に向けた5つの柱 9

第4章 5つの柱における具体的な取組

- 1 脱炭素・暑さへの適応 11
- 2 資源の循環・有効活用 17
- 3 自然との共生・ふれあい(西尾市生物多様性地域戦略) 23
- 4 地域への愛着・快適さ 29
- 5 みんなで連携・協働・共進 34
- 6 市民・事業者による取組の推進チェックシート 39

第5章 計画の推進

- 1 計画の推進体制 41
- 2 計画の進行管理 41

巻末資料 42

- 1 本市の環境の状況 42
- 2 アンケート調査の結果 53
- 3 市民向け座談会 63
- 4 計画の策定経過 64
- 5 西尾市環境審議会 委員名簿 64
- 6 用語集 65

※本文中に「*」がついている言葉については、巻末資料の用語集に解説があります。

持続可能な開発目標(SDGs:Sustainable Development Goals)

平成27(2015)年の国連総会において、持続可能な開発目標(SDGs)が採択されました。SDGsは令和12(2030)年までの国際目標で、17の目標とそれらに付随する169のターゲットから構成されており、環境・経済・社会の3つの側面を統合的に解決する考え方が強調されています。先進国を含めた国際社会全体が、将来にわたって持続可能な発展ができるよう、それぞれの課題に取り組んでいくことが求められています。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



(資料:国際連合広報センター)

い〜な 「SDGs17にしお」による本市のSDGsの普及促進

「SDGs17にしお」は、市内でSDGsに取り組むみなさんの活動PRやサポートをするサイトです。本市におけるSDGsの普及促進、企業・団体等における活動PRや活動促進、さらに未来を担う子ども達のSDGs学習のサポートや将来のため、ひとりでも多くの方が魅力ある地元企業・団体を知るきっかけになることを目的に立ち上げたものです。

また、市と企業・団体等が連携して、SDGsの普及促進に取り組む「にしおSDGsパートナー登録制度」を立ち上げ、「SDGs17にしお」のサイトにおいて、各パートナーの様々なSDGsの取組を紹介しています。

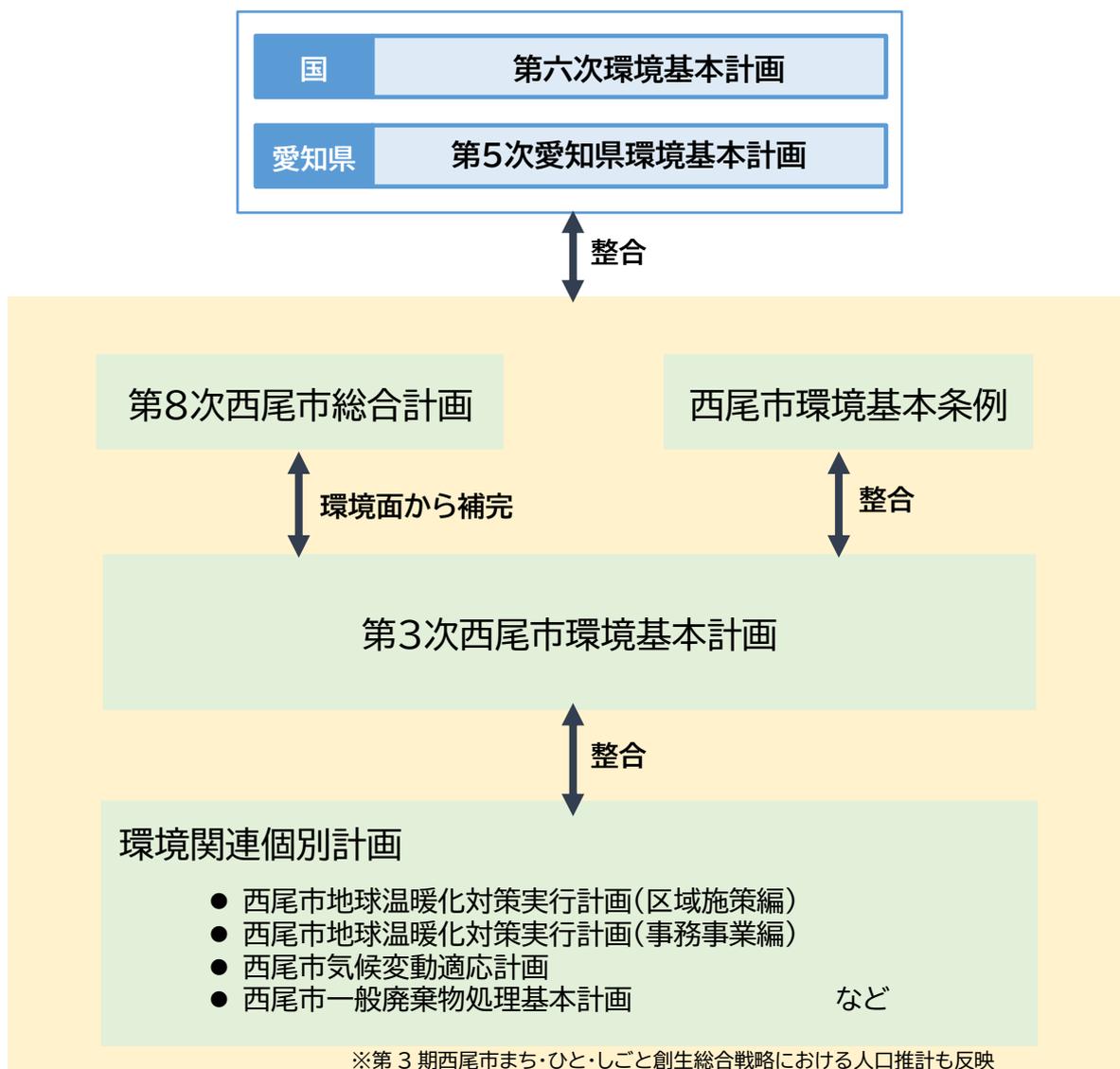
本市では、今後もしおSDGsパートナーと連携し、SDGsの実現を目指していきます。



第1章 計画の基本的事項

1 計画の位置づけ

- ▶ 本計画は、西尾市環境基本条例(平成15年西尾市条例第3号)第8条に基づき、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため定めるものです。
- ▶ 本計画は、国の「第六次環境基本計画」や愛知県の「第5次愛知県環境基本計画」を踏まえつつ、本市の最上位計画である「にしお未来創造ビジョン(第8次西尾市総合計画)」を環境面から補完し、個別分野の計画とも連携・整合を図る本市の環境のマスタープランです。また、生物多様性基本法(平成20年法律第58号)に基づく「生物多様性地域戦略」等を含めて策定する総合的な基本計画です。



本計画の位置づけ

2 計画の期間

- ▶ 計画の期間は、令和8(2026)年度から令和17(2035)年度までの10年間とします。また、社会情勢、環境施策を取り巻く状況などに大きな変化があった場合は、必要に応じて計画の見直しを行います。

3 計画の対象地域

- ▶ 本計画の対象範囲は市全域とします。

4 対象とする環境の範囲

- ▶ 主に以下の環境を範囲とします。

地球環境	地球の温暖化、資源の有効活用 など
生活環境	廃棄物の処理、公害の防止 など
自然環境	身近な自然、緑地と水辺の保全・創出、生物多様性の保全 など

5 各主体の役割

- ▶ 近年、環境問題は多様化・複雑化し、本市だけで問題を解決することはますます困難になってきています。
- ▶ あらゆる主体が協力して環境を守り、創る「共創・共進」の考え方のもと、市、市民、事業者、NPOなどの主体が協働して問題解決にあたる必要があります。

■市民の責任と役割

環境意識を高め、問題解決に向けて様々な活動に参加・協力します。

■事業者の責任と役割

環境に配慮した持続可能な経営に転換し、地域に貢献する活動を行います。

■市の責任と役割

関係部局が連携しながら率先して環境問題に取り組むほか、環境問題に取り組む市民や事業者等への支援、インフラの整備、啓発活動を行います。

第2章 本市を取り巻く環境の状況

1 国内外の動向の変化

■ 進む気候変動に伴い、環境危機に直面しています

- ▶ 令和5(2023)年7月、国際連合のグテーレス事務総長は「地球温暖化の時代は終わり、地球沸騰化の時代が到来した」と表明しました。また、令和5(2023)年の世界の平均気温は観測史上最高を記録し、2011年～2020年の世界の平均気温は、産業革命前(1850年～1900年)に比べて約1.1℃上昇しています。
- ▶ 近年は、世界的に台風や豪雨による洪水被害、異常高温による干ばつ・森林火災の被害が生じているとともに、日本でも毎年のように豪雨災害による被害が生じています。
- ▶ 国連の気候変動に関する政府間パネル(IPCC*)の第6次評価報告書では、気候変動が人間活動による影響であることは明白であることが明記され、今後、数十年間の間にCO₂などの温室効果ガス*の排出量が大幅に減少しない場合、気温は上昇し続け、世界の平均降水量や平均海面水位も、大きく上昇する可能性が指摘されています。まさに人類は深刻な環境危機に直面しており、今以上の対策が求められています。



ベトナムの台風被害
(資料:環境省 令和7年度環境白書)



白化するサンゴ
(資料:全国地球温暖化防止活動推進センター)

■ カーボンニュートラル*の実現に向けて早期の対応が求められています

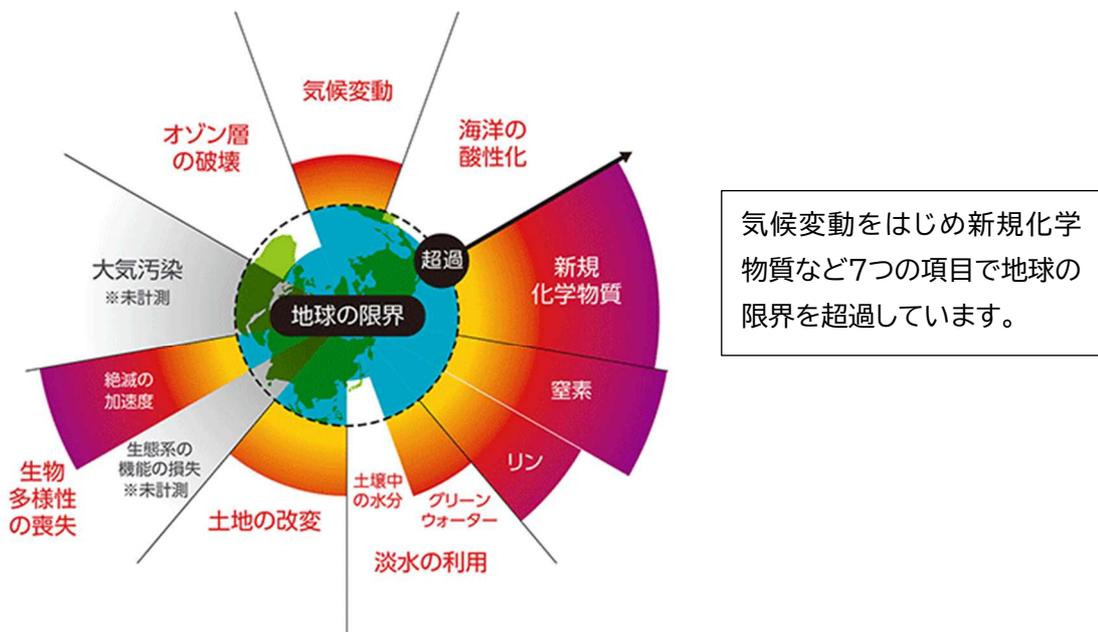
- ▶ 平成9(1997)年に定められた「京都議定書」の後継として、平成27(2015)年に令和2(2020)年以降の温室効果ガス排出量の削減に関する国際的な取り決めである「パリ協定*」が採択されました。パリ協定では、世界共通の長期目標として、「世界的な平均気温上昇を産業革命以前に比べて2℃より十分低く保つとともに、1.5℃に抑える努力を追求すること」と掲げられました。
- ▶ 国は、令和2(2020)年10月の首相所信表明演説において、令和32(2050)年までに温室効果ガスの排出量を実質ゼロにする、いわゆるカーボンニュートラル宣言をしました。令和7(2025)年2月には「地球温暖化対策計画」が改定され、令和17(2035)年度、令和22(2040)年度において、温室効果ガスをそれぞれ平成25(2013)年度比60%、73%削減することを目指すことが示されました。
- ▶ 令和12(2030)年までの10年間を「勝負の10年」とし、この間における選択や実施する対策が非常に重要とされています。



令和32(2050)年カーボンニュートラルに向けた削減目標 (資料:環境省 地球温暖化対策計画)

■ 地球の限界(プラネタリー・バウンダリー)を超えつつあります

- ▶ 国が令和6(2024)年5月に閣議決定した「第六次環境基本計画」では、人間活動による影響は、すでに地球の限界(プラネタリー・バウンダリー)を超えつつあると問題提起しています。
- ▶ 人間活動による影響が地球の有する自然の回復力の限界を超えると、地球は元の状態には戻れなくなり、不可逆的で壊滅的な変化が起きるとされています。
- ▶ そのため、今後は、わたくしたちの生活や事業活動において、環境面・経済面・社会面それぞれの側面に応じた対応を行い、人間活動に伴う環境負荷を地球の限界の範囲内に収めていく取組が求められています。



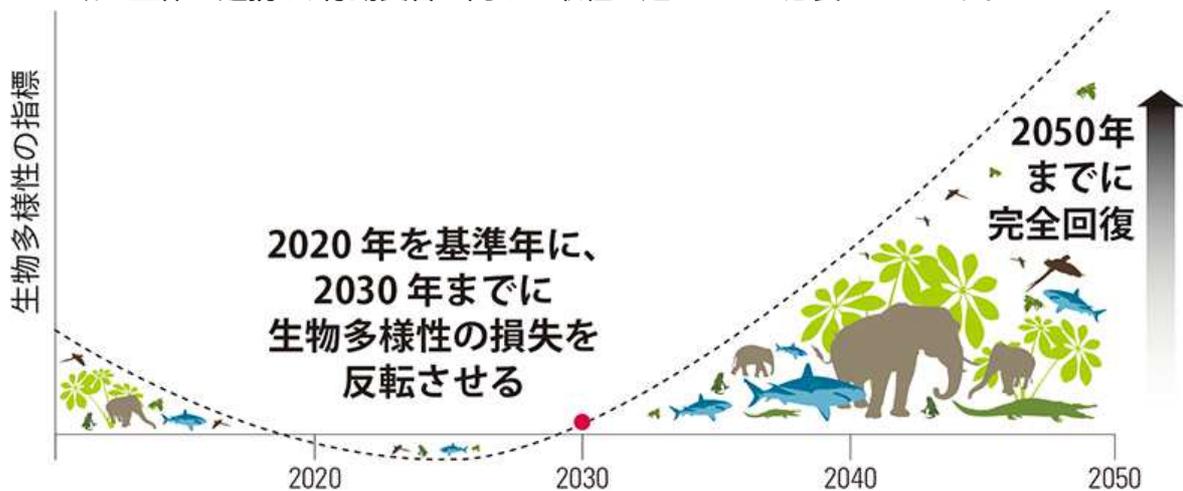
資料 : Stockholm Resilience Centre (2022) より環境省作成

地球の限界(プラネタリー・バウンダリー)の状況

(資料:環境省 令和5年度環境白書・循環型社会白書・生物多様性白書)

■ 自然を大切に生態系の保全・回復する取組が求められています

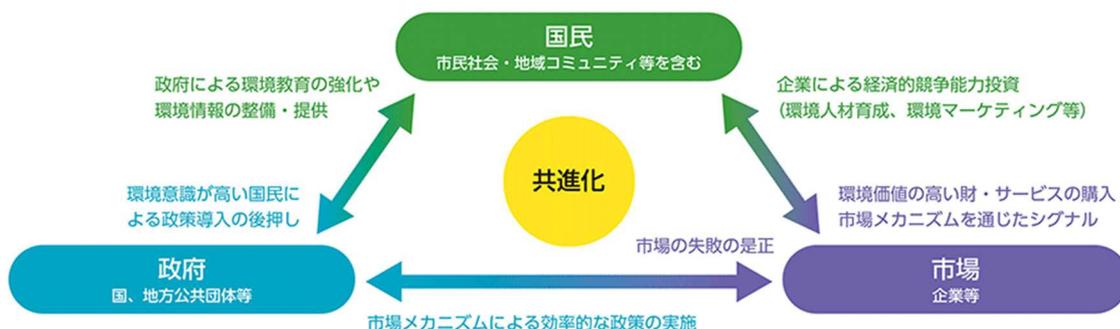
- ▶ 令和4(2022)年の生物多様性条約第15回締約国会議(COP15)において、平成22(2010)年に採択された「愛知目標」の後継として令和2(2020)年以降の生物多様性に関する世界目標となる「昆明・モントリオール生物多様性枠組」が採択されました。
- ▶ これを受けて、国では、令和5(2023)年3月に「生物多様性国家戦略2023-2030」を策定し、新たな目標として、自然を回復軌道に乗せるため、生物多様性の損失を止め、反転させる「2030年ネイチャーポジティブ(自然再興)」を掲げました。
- ▶ そのネイチャーポジティブの実現に向けた取組として、令和12(2030)年までに陸と海の30%以上を健全な生態系として保全する「30by30*」が示されています。
- ▶ 今後、ネイチャーポジティブの実現に向けては、行政、企業、市民団体などあらゆる地域の主体が連携し、行動変容に向けた取組を進めていく必要があります。



ネイチャーポジティブのイメージ (資料:生きてる地球レポート2022(WWF ジャパン))

■ 各主体が連携して共に進化していくことが求められています

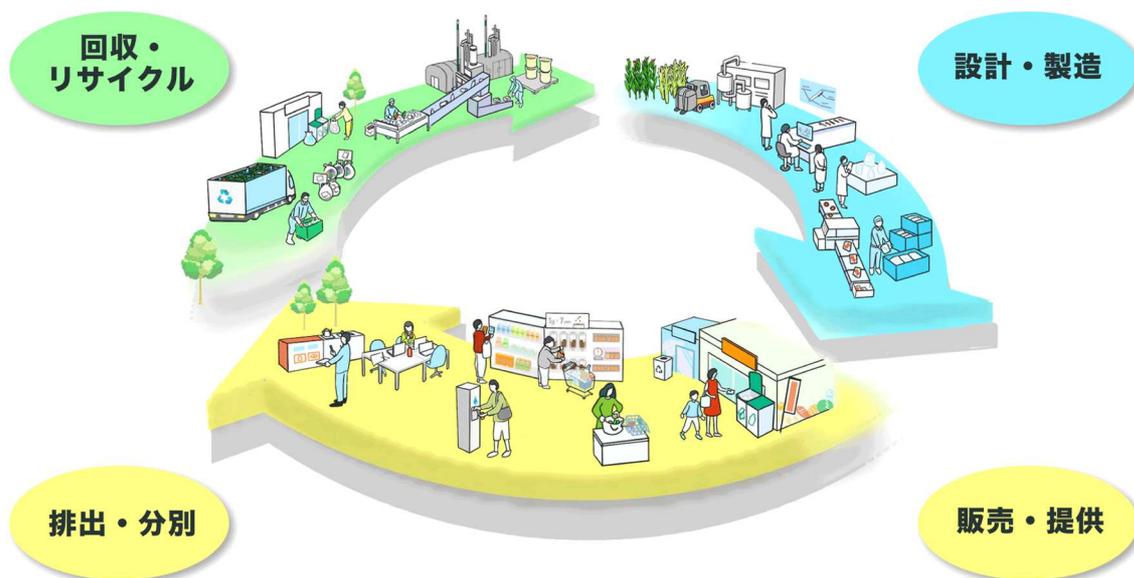
- ▶ 国の「第六次環境基本計画」では、持続可能な社会の実現のためには、社会を構成するあらゆる主体が、当事者意識を持ち、国・地方公共団体、企業、市民などが相互作用、すなわち共に進化(共進化)していくことが求められています。
- ▶ 国では以下の図のように考えています。環境意識が高い国民は、国の環境施策の推進を支持し、それを促します。例えば、消費者、生活者としての国民が環境に配慮した商品やサービスを選択して消費することが、企業のグリーンイノベーションを促進して、結果としてグリーンな経済社会システムへの転換へ促進する方向に作用します。



共進化のイメージ (資料:令和6年版環境白書・循環型社会白書・生物多様性白書)

■ プラスチックの資源循環に対する機運が高まっています

- ▶ 世界全体で年間数百万トンを超えるプラスチックごみが海上に流出していると推計され、このままでは令和32(2050)年までに魚の重量を上回るプラスチックが海洋環境に流出することが予想されています。
- ▶ そこで、国では令和元(2019)年5月に「プラスチック資源循環戦略」が策定され、再生不可能な資源への依存度を減らし、再生可能資源に置き換えて持続可能性を高める「Renewable(リニューアブル)」を含めた3R+Renewableの基本原則が掲げられました。
- ▶ 令和3(2021)年6月には、プラスチック使用製品の設計から廃棄物としての処理まで、プラスチックのライフサイクル全体における資源循環の取組を促進する「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律(令和3年法律第60号)」が成立しました。



プラスチックごみの資源循環 (資料:環境省 プラスチック資源循環ホームページ)

■ 循環型社会に移行していく必要があります

- ▶ 令和6(2024)年8月には、「第五次循環型社会形成推進基本計画」が閣議決定され、資源消費の最小化や廃棄物の発生抑制を通じて、気候変動、生物多様性損失、環境汚染等の社会課題の解決に貢献する循環経済(サーキュラーエコノミー)への移行が最重要課題として位置づけられました。
- ▶ 人口減少や高齢化の進展により、従来のごみ処理体制の見直しが急務となっており、広域連携による処理体制の効率化・集約化が重要な解決策として注目されています。

■ 食品ロス*の削減を進めていくことが求められています

- ▶ 令和2(2020)年5月に施行された「食品ロスの削減の推進に関する法律(令和元年法律第19号)」では、令和12(2030)年度までに食品ロスを平成12(2000)年度比で半減させる目標が設定されており、事業者だけでなく家庭での食品ロス削減の取組強化が重要な課題となっています。

2 第2次西尾市環境基本計画の評価

- ▶ 前計画(第2次西尾市環境基本計画)では、目指す環境像を「海・川・山 豊かな自然と暮らしがつながり とけあう 潤いに満ちたまちを未来へ」として設定し、5つの環境目標(「自然共生」、「資源循環」、「低炭素」、「安全安心・快適」、「連携協働・人づくり」)に基づいて施策を推進してきました。結果、本市の環境の保全及び創造について進展した内容がある一方で、残っている課題もあります。
- ▶ 資源循環分野では、1人1日当たりのごみ排出量が、令和5(2023)年度には県内38市中ワーストを脱するなど成果が確認されている一方、「低炭素」や「連携協働・人づくり」分野では、目標未達成である項目が多くみられるなど、依然として課題が残っている状況であり、引き続き、対策を推進していく必要があります。

前計画における環境目標の達成状況

	KPI 指標	直近の現状値	目標値(R8)	評価
自然共生	西尾いきものふれあいの里利用者数	16,445 人	18,000 人	○
	「身近な緑の豊かさ」に対する市民満足度	54.2%	50.0%	◎
	「家庭や地域で緑を育てている」市民割合	59.3%	81.0%	×
資源循環	1 人 1 日当たりのごみ排出量	945g	1,050g	◎
	資源物リサイクル率	17.1%	16.5%	◎
	「生ごみの削減に取り組んでいる」市民割合	58.2%	86.0%	×
低炭素	「省エネルギー行動に取り組んでいる」市民割合	56.7%	93.0%	×
	太陽光発電設備の導入容量	147.3MW	148.6MW	○
	温室効果ガス排出量の削減率 ※2013 年度比	23.3%	30.6%	×
安全安心・ 快適	「総合的な身近な環境」に対する市民満足度	33.9%	50.0%	×
	1 人当たり公園・緑地面積	5.0m ²	5.5m ²	○
	「川や水路のきれいさ」に対する市民満足度	26.9%	59.0%	×
連携協働・ 人づくり	西尾市市民環境活動連絡会登録個人・団体数	16 件	30 件	×
	「環境保全等の活動に参加している」市民割合	25.9%	55.0%	×
	「環境に関する知識を身に付けている」市民割合	55.0%	70.0%	×

※評価について、目標を達成している項目は「◎」、概ね目標を達成している項目は「○」、目標と乖離があり未達成である項目は「×」と表記しています。

3 市民・事業者の環境意識(アンケート調査)

- ▶ 環境問題への認識や普段における環境配慮の取組状況などを確認し、今後の本市の施策に反映していくため、一般市民・小中学生・事業者に対してWEBでアンケート調査を行いました。
- ▶ アンケート調査から得られた取組状況や意向を踏まえた今後の対策の方向性については以下のとおりです(詳細は、巻末資料を参照)。

	アンケート結果	対策の方向性
一般市民	▶ 夏場の過ごしやすさの満足度が低い ▶ 公園など公共の広場の快適さの満足度が低い ▶ 公共交通の利便性の満足度が低い	▶ 脱炭素対策と適応策*の充実 ▶ 公園や広場の充実 ▶ 中長期的な公共交通の検討
	▶ 若い世代は環境配慮行動の実施率が低い	▶ 若い世代への意識啓発
	▶ 環境の取組は楽しみながらできることやメリットが重要 ▶ 市の広報紙は情報入手媒体として有効	▶ 参加型のイベントやインセンティブ(効果やメリットの啓発) ▶ 公式 LINE 等の他の媒体も活用し、環境情報を積極的にPR
小中学生	▶ 川や海のきれいさについては、認識が低い傾向が続いている ▶ 環境活動、環境イベントへの参加意向は、近年増加、今後もニーズが高い	▶ 体験型で理解していく取組 ▶ 関係団体の連携強化
	▶ 初調査として、プラスチックごみ対策、自然や生き物とのふれあい、太陽光発電の導入などを確認し、今後、推進する余地を確認	▶ 子どもたちの意識も含めた対応 ▶ 小中学生の取組を管理指標に反映
事業者	▶ 環境活動への参加意向は、半数を超える54%が回答 ▶ 環境保全は企業の社会的責任、地域住民への貢献、イメージ向上につながる	▶ 事業者と連携した環境活動の実施
	▶ 環境保全に取り組むためには人材、資金、ノウハウの不足が課題	▶ 環境に役立つ情報を積極的に発信

第3章

目指す環境ビジョンと5つの柱

1 目指す環境ビジョン

- ▶ 前計画との継続性を念頭に置きつつ、令和12(2030)年のSDGs目標の実現を意識し、目指す環境ビジョンを以下のとおり設定します。

快適な暮らしと豊かな自然を未来へつなぐ
みんなでつくる持続可能なまち にしお

2 環境ビジョンの実現に向けた5つの柱

- ▶ 環境ビジョンを実現するために、前計画の考え方を生かしつつ、国の「第六次環境基本計画」の重点戦略や昨今の国内外の動向を踏まえて、以下の5つの柱に分けて取組を進めることにより、環境ビジョンの実現を目指します。

1

脱炭素・暑さへの適応

脱炭素と技術革新で地域産業が発展するまち

2

資源の循環・有効活用

リユース・リサイクルが浸透し資源が循環するまち

3

自然との共生・ふれあい

豊かな自然を生かした魅力の溢れるまち

4

地域への愛着・快適さ

安全安心な暮らしと地域への誇りが感じられるまち

5

みんなで連携・協働・共進

市民・事業者・行政・地域団体等がつながるまち

環境ビジョンの実現に向けた5つの柱



脱炭素・暑さへの適応

脱炭素と技術革新で地域産業が発展するまち

省エネ行動の浸透 太陽光発電・蓄電池等の活用 暑さへの適応



資源の循環・有効活用

リユース・リサイクルが浸透し資源が循環するまち

分別の推進 プラスチックごみ対策の推進 不要品の生ごみのたい肥化 リユース推進



自然との共生・ふれあい

豊かな自然を生かした魅力の溢れるまち

森林保全 竹林整備 藻場の保全 生物多様性の保全

快適な暮らしと豊かな自然を
未来へつなぐ
みんなでつくる
持続可能なまち
にしお



地域への愛着・快適さ

安全安心な暮らしと地域への誇りが感じられるまち

公園緑地の魅力向上 公害防止の推進 交通利便性の向上



みんなで連携・協働・共進

市民・事業者・行政・地域団体等がつながるまち

学校等での環境教育推進 各主体間による連携 市民参加型環境イベント

第4章

5つの柱における具体的な取組

1 脱炭素・暑さへの適応

1-1 将来の目指すべき姿

脱炭素と技術革新で地域産業が発展するまち

脱炭素社会の実現に向けた機運が高まり、温暖化対策(緩和策・適応策)が加速しています。新技術の活用などにより、省エネルギー対策や再生可能エネルギーの導入が推進され、市民生活は脱炭素型のライフスタイル、事業活動は脱炭素経営が定着しています。

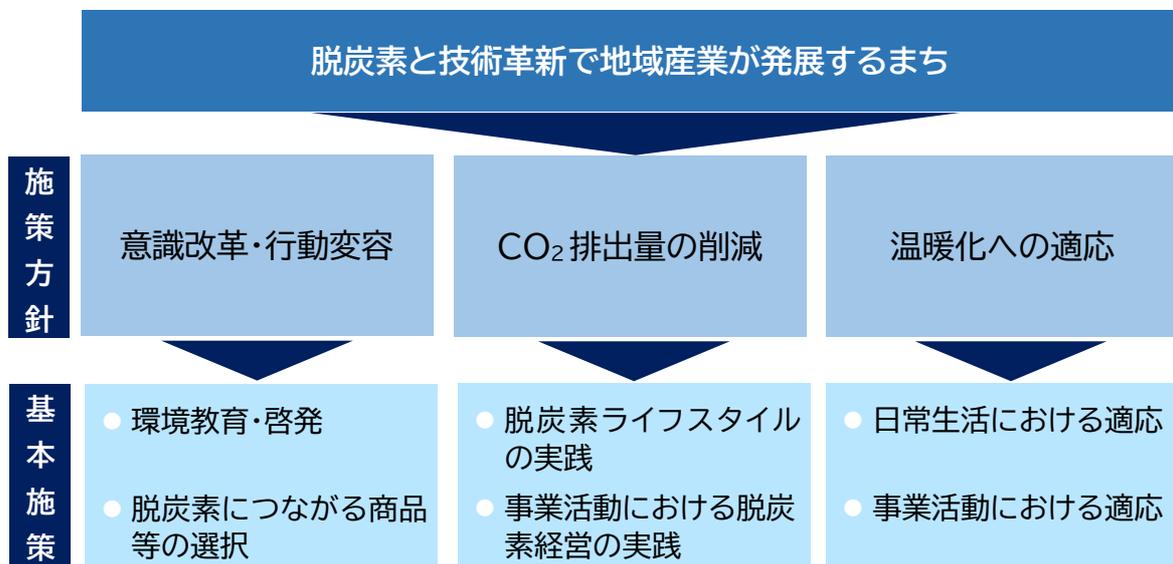
1-2 管理指標

管理指標の項目	令和17年度	現状
住宅用ソーラーパネルの設置数 ☆	12,065 戸	8,618戸 ※令和5年度
省エネルギー行動に取り組んでいる市民の割合 (うち小中学生の割合)	76% (71%)	56.7% (48.6%)
夏場の過ごしやすさに対する市民の満足度	20%	17.2%
地球温暖化による暑さに備え、熱中症対策をしている市民の割合	94%	83.8%

※☆印の項目は毎年度、数値を把握し、その他の項目は中間見直し時等に数値を把握します。
※現状の市民の割合及び満足度は令和7年度のアンケート調査の値

1-3 施策の基本方針

脱炭素に向けて意識改革・行動変容を推進し、CO₂ 排出量の削減に取り組むとともに、熱中症対策など温暖化への適応を推進します。



1-4 主な施策

★:新規施策

■施策方針① 意識改革・行動変容

基本施策①-1 環境教育・啓発

取組名	施策の内容	担当課
1 環境イベントや各種イベントにおけるPR	環境Wave21など環境イベントにおいて、脱炭素に関する理解を促進し、脱炭素行動の実践につなげます。	環境保全課
2 環境学習の機会の拡充	教育機関での学習機会や出前講座等を活用して、脱炭素に関する環境学習の機会の充実を図ります。	環境保全課
3 三河湾の自然環境を生かした住む人・来る人の行動変容★	三河湾国定公園の豊富な自然環境や歴史文化を感じながら環境問題について考えるツアー等の実施を検討します。 電動レンタサイクルの利用を促進し、観光客等が自転車に乗りながら、豊かな自然景観を満喫できる機会を創出します。	環境保全課 観光文化振興課 佐久島振興課 観光文化振興課 地域つながり課

基本施策①-2 脱炭素につながる商品等の選択

取組名	施策の内容	担当課
4 環境負荷を示す「環境ラベル*」の認知向上の取組★	商品やサービスがどのように環境負荷低減に資するかがわかる「環境ラベル」の情報を、環境省「環境ラベル等データベース」等をもとに情報発信し、認知向上を図ります。	環境保全課
5 「グリーンコンシューマー*の買い物10の原則」の啓発促進★	環境に優しい素材・商品を選択するための具体的な行動について、普及啓発に努めます。	環境保全課
6 行政による積極的なグリーン購入*の推進★	行政が率先してグリーン購入を行うことにより、環境配慮製品の浸透を図ります。	財政課

コラム 統一省エネラベルで省エネ性能や電気代がわかります！

環境ラベルの1つである統一省エネラベルは、エアコン、冷蔵庫、テレビ、照明など家電製品の省エネ性能をわかりやすく表示するラベルで、省エネ性能の高い製品を選ぶ目安となります。

星の数で省エネ性能を評価し、星の数が多いほど省エネ性能が高いことを示しています。1年間、使用した場合の目安となる電気料金も表示しますので、家電購入時はぜひ活用してみてください。



統一省エネラベル

■施策方針② CO₂排出量の削減

基本施策②-1 脱炭素ライフスタイルの実践

取組名	施策の内容	担当課
7 脱炭素型ライフスタイルへの転換、行動変容★	愛知県と連携して、「あいちエコアクション・ポイント」の活用を啓発することで、行動変容を促します。	環境保全課
8 事業者と連携した省エネルギー家電の買替促進★	家電量販店などと連携して、市民の省エネルギー家電の買い替えを促します。	環境保全課
9 うちエコ診断*の推進★	各家庭の実態に応じて脱炭素に向けた削減対策や光熱費の削減提案を行うことにより、脱炭素行動を促進します。	環境保全課
10 宅配便の再配達削減の推進★	インターネット購入時の注文一括化や宅配ボックスの設置など再配達の削減を促進します。	環境保全課
11 住宅の省エネ化	既存住宅の省エネルギー改修を促進することにより、省エネルギー化を推進します。	建築課
12 住宅のZEH*化★	脱炭素につながり高齢者にも住みよいZEH住宅の購入支援を検討します。	環境保全課 建築課
13 太陽光発電設備・蓄電池の導入促進★	スケールメリットを生かした共同購入事業などにより、住宅等への太陽光発電設備や蓄電池の導入を促進します。	環境保全課
14 再生可能エネルギーの導入事例の周知啓発★	公共施設等における再生可能エネルギーの導入事例を周知することにより、再生可能エネルギーの導入を促進します。	環境保全課
15 再生可能エネルギー由来の電力への転換の促進★	ホームページ等で再生可能エネルギー由来の電力について、わかりやすく情報提供することで理解を促進します。	環境保全課
16 次世代自動車*の導入支援	国の補助金、自動車グリーン税制、二酸化炭素削減効果について情報提供を行うなど、次世代自動車の導入を支援します。	環境保全課
17 EV*充電器の整備★	公共施設や観光施設など誰もが利用しやすいEV充電スタンドの導入や水素ステーションの誘致を検討します。	環境保全課 観光文化振興課 農水振興課

コラム 太陽光発電の設置により光熱費を削減し、防災力を向上！

太陽光発電を設置することにより、日中は自ら発電した電力で生活ができるようになり、電力会社から購入する電気を減らすことができるため、光熱費が削減できます。また、災害時でも太陽光発電による電気が使用でき、防災力の向上につながります。蓄電池もあわせて設置するとなお安心です。



太陽光発電の設置によるメリット (資料:東京都 家庭の省エネハンドブック2023)

基本施策②-2 事業活動における脱炭素経営の実践

取組名	施策の内容	担当課
18 二酸化炭素排出量の見える化の促進★	二酸化炭素排出量の見える化を推進し、削減対策の検討に向けた取組を促進します。	環境保全課
19 省エネ実践セミナーの開催★	市内事業所を対象に省エネ実践のポイントをわかりやすく情報発信します。	環境保全課
20 ESG 金融*の促進★	地域の金融機関と連携し、太陽光発電設備や次世代自動車等の導入に関する低金利融資等について情報提供します。	環境保全課 商工振興課
21 環境認証システム*の普及啓発★	環境認証システムの普及啓発を行い、事業者の脱炭素経営を促進します。	環境保全課
22 中小企業向けSBT*認定支援★	市内中小企業の温室効果ガス排出量の削減目標の設定等を支援し、脱炭素経営の促進や温室効果ガスの排出削減を図ります。	環境保全課
23 建築物の省エネ化★	建物の改築時に合わせた省エネ設備・断熱窓の導入等を促進します。	建築課
24 建築物の ZEB*化★	商工会議所等と連携し、事業者に対して国・県の支援事業等をわかりやすい形で紹介することで、建築物の ZEB 化を促進します。	建築課
25 太陽光発電設備・蓄電池の導入促進★	国や県の支援策と連携し、市内事業所への太陽光発電設備の導入を促進します。	環境保全課
26 次世代自動車の導入支援(再掲)	国の補助金、自動車グリーン税制、二酸化炭素削減効果について情報提供を行うなど、次世代自動車の導入を支援します。	環境保全課

コラム 事業活動における脱炭素経営のメリット

脱炭素経営を事業成長へのチャンスと捉え、カーボンニュートラルに向けて全社を挙げて取り組み、新たな強みを作ろうとする考え方が広がっています。先行して脱炭素経営に取り組む中小規模事業者では、主に5つのメリットが挙げられます。

1 優位性の構築

他社より早く取り組むことで「脱炭素経営が進んでいる企業」や「先進的な企業」という良いイメージを獲得できます。

2 光熱費・燃料費の低減

年々高騰する原料費の対策にも、企業の業種によっては光熱費が半分近く削減できることもあります。

3 知名度・認知度向上

環境に対する先進的な取組がメディアに取り上げられることも、お問い合わせが増えることで売上の増加も見込めます。

4 社員のモチベーション・人材獲得力向上

自社の社会貢献は社員のモチベーションにつながります。また、サステナブルな企業へ従事したい社員数は年々増加しています。

5 好条件での資金調達

企業の長期的な期待値を測る指標として、脱炭素への取組が重要指標化しています。

脱炭素経営によるメリット

(資料:環境省 中小規模事業者向けの脱炭素経営導入ハンドブック)

■施策方針③ 温暖化への適応

基本施策③-1 日常生活における適応

取組名	施策の内容	担当課
27 熱中症対策の注意喚起	乳幼児健診受診者に厚生労働省が作成した熱中症対策のリーフレットを配布して、注意喚起を行います。	健康課
	市民に対してこまめな水分補給など熱中症に対する注意喚起をします。特にハイリスク者である高齢者や子どもに配慮します。	健康課 長寿課 保育課 学校教育課
28 小・中・義務教育学校の特別教室・体育館へのエアコン設置	小・中・義務教育学校のエアコンについて、既に設置済みの普通教室に加え、未設置の特別教室・体育館への設置を進めます。	教育庶務課
29 クーリングシェルターの周知・拡大★	外出時に暑さをしのいで熱中症予防につながるクーリングシェルターを周知します。	環境保全課
30 災害に備えた避難行動の周知	多発する集中豪雨等の災害に備え、ハザードマップを活用した適切な避難行動の周知を図ります。	危機管理課
31 災害時の外国人への避難情報の発信	外国人に対する多言語による災害時の避難情報の発信等を検討します。	地域つながり課
32 災害に備えた連携の強化	集中豪雨等の災害に備えて、砂防工事や地滑り対策工事を行います。	河川港湾課
	集中豪雨等の災害に備えて、耐震対策や長寿命化対策など、公共下水道や農業集落排水施設の適切な維持管理を図ります。	下水道整備課
	災害時に迅速かつ円滑に外部からの支援を受け入れるため、災害時応援協定の締結先との連携を強化します。	危機管理課
33 災害時の浸水被害の軽減	集中豪雨等の被害を防ぐため、国・県と連携して河川の整備を推進します。	河川港湾課
	雨水排水対策を進め、浸水被害の軽減を図ります。	下水道整備課
	集中豪雨等による浸水被害を防ぐため、排水機場を適切に維持管理するとともに、機能強化に取り組みます。	農地整備課

コラム クーリングシェルターを上手に活用して熱中症を予防！

クーリングシェルターとは、危険な暑さから避難できる場所として、本市が指定した施設で市の施設だけでなく民間の施設も指定しています。

危険な暑さから身を守るための滞在場所を確保し、市民等の熱中症による健康被害の発生を予防するため、60以上の施設をクーリングシェルターとして指定しています。

暑い日の休憩などにクーリングシェルターをご利用ください。



クーリングシェルターのチラシ

基本施策③-2 事業活動における適応

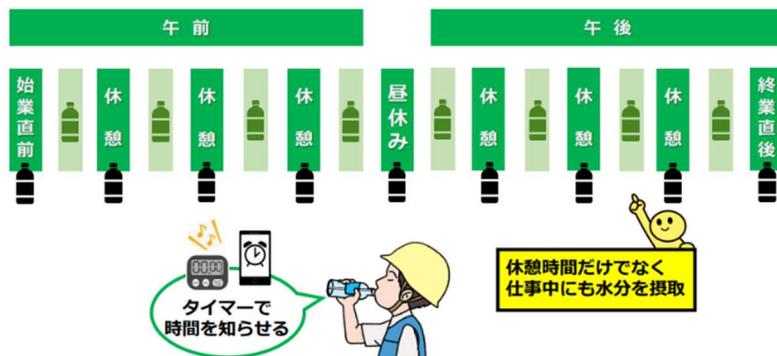
取組名	施策の内容	担当課
34 農業における適応★	水稲栽培では、高温耐性がある極早生種の導入を推奨します。	農水振興課
35 畜産業における適応★	畜産では、暑熱対策を推進し、適切な飼養管理を行えるよう周知します。	農水振興課
36 水産業における適応★	水産業では、国や県と協力して二枚貝のモニタリング等を行い、気候変動の影響に関する情報収集を行います。	農水振興課

コラム 従業員に対する熱中症予防の徹底を！

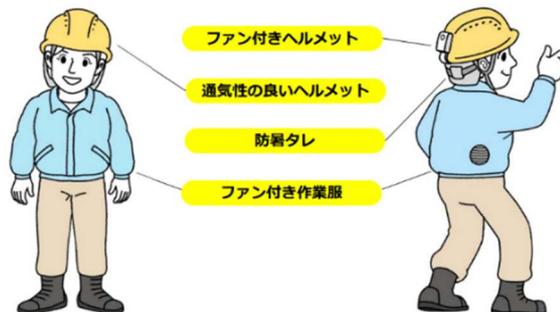
愛知県内の熱中症は毎年5月頃から発症し、7月～8月が最多となります。また、午後3時から4時台をピークに全ての時間帯で発症しています。場所も屋外に限らず、屋内でも発生しています。

熱中症の予防策として、作業現場には WBGT 値(暑さ指数)指数計を備えて、現場の状況を随時、把握するとともに、冷房を備えた休憩場所や日陰などの涼しい休憩場所を確保することが重要です。また、作業は透湿性・通気性の良い服装で行い、定期的に水分や塩分を補給することが大切です。

こまめな水分補給



作業の服装例



(資料:厚生労働省 働く人の今すぐ使える熱中症ガイド)

2 資源の循環・有効活用

2-1 将来の目指すべき姿

リユース・リサイクルが浸透し資源が循環するまち

ごみの分別が浸透し、生ごみ等はたい肥化して有効活用されています。また、焼却ごみは、ごみの持つエネルギーを地域内で温水プールなどに有効活用されています。さらに、海岸や河川では清掃活動が実施され、プラスチックごみなどが減少し、美しいまちが形成されています。

2-2 管理指標

管理指標の項目	令和17年度	現状
1人1日当たりの家庭ごみ排出量 ☆	令和8年度に 目標値を設定予定	556g ※令和5年度
資源物リサイクル率 ☆	令和8年度に 目標値を設定予定	17.1% ※令和5年度
生ごみの削減に取り組んでいる市民の割合	81%	58.2%
ペットボトルなどプラスチックごみを減らす市民の割合 (うち小中学生の割合)	83% (85%)	68.6% (72.2%)

※☆印の項目は毎年度、数値を把握し、その他の項目は中間見直し時等に数値を把握します。
※現状の市民の割合は令和7年度のアンケート調査の値

2-3 施策の基本方針

ごみの排出量を削減し、発生したごみは適正に処理するとともに、資源として有効活用します。また、昨今の社会動向を踏まえ、プラスチックごみ対策を推進し、海の生き物の保全等を図ります。



2-4 主な施策

★:新規施策

■施策方針① ごみの減量・適正処理

基本施策①-1 ごみの分別・減量化の徹底

取組名	施策の内容	担当課
37 4R*のPR	3Rに不要な物は断る(リフューズ)を加えた4R行動の啓発を進めます。	ごみ減量課
38 ごみ処理の有料化の検討	近隣市町村の状況を踏まえ、ごみ処理にかかる費用負担の公平化とごみの発生抑制のためのごみ処理有料化を検討していきます。	ごみ減量課
39 食品ロス削減の推進	市民に対して、食品ロスの削減につながる行動などを情報提供し、食品ロス削減の機運醸成を図ります。	ごみ減量課
40 食品ロス削減協力店制度の推進	市内飲食店等で食品ロス削減に取り組む飲食店を支援することにより、食品ロス削減を推進します。	ごみ減量課
41 事業者への啓発	事業活動で出る廃棄物を減量するために、事業者分別やリサイクルの啓発及び指導を強化します。	ごみ減量課 環境業務課 建築課
42 ごみ分別意識の向上・徹底	子どもの頃から分別の意識を養うため、市内小学校に分別スクール「レスキュー530」を派遣します。	ごみ減量課
43 ごみに対する意識啓発	「ごみ散乱防止市民行動週間」をPRするとともに、地域や組織単位で、多くの人々が参加してごみ拾いを行うことを推進し、ごみに対する意識啓発を図ります。	ごみ減量課
44 ごみの分別の徹底	紙類、空き缶、空きびん、プラスチック資源などの分別収集を徹底し、資源化率の向上を目指します。	ごみ減量課
45 ポイ捨ての防止	ポイ捨て禁止看板を配布することで、ポイ捨てを抑制します。	ごみ減量課
46 不法投棄の防止	パトロールや監視カメラなどによる監視体制を強化して、不法投棄をなくすように努めます。	ごみ減量課

基本施策①-2 ごみ処理体制の充実

取組名	施策の内容	担当課
47 ごみステーションや常設資源ステーションの整備	ごみステーションを適正配置するとともに、既存の常設資源ステーションの利用促進を図ります。	ごみ減量課
48 にこやか収集の実施	所定のごみステーションまでごみを持ち出すことが困難な高齢者や障がい者に対して、戸別収集を行います。	ごみ減量課
49 ごみ処理の広域化（ZEB認証取得予定）	岡崎市、西尾市及び幸田町により平成17年3月に策定した「岡崎西尾地域ごみ処理広域化計画」に基づき、令和12年度の施設稼働を目指します。	環境業務課

コラム 市内店舗における食品ロスの削減の取組

本市では、食品ロス削減の取組を実施している、又は実施する予定の飲食店等を「西尾市食品ロス削減協力店」として認定し、市内で発生する食品ロスの削減を進めています。

食品ロスに関する様々な取組が実施されていますので、ポスターやのぼりを目印にし、外食時も食品ロス削減にご協力ください。

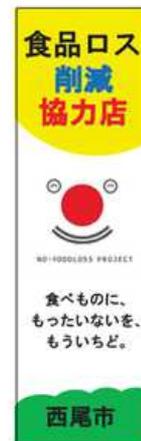
食品ロス削減協力店の目印



ポスター



ステッカー



のぼり旗

各店舗における食品ロス削減の取組例



適量注文の受付



食品重量の表示



期間間近食品の割引販売

■施策方針② ごみ資源の有効活用

基本施策②-1 廃棄物エネルギーの地域での活用

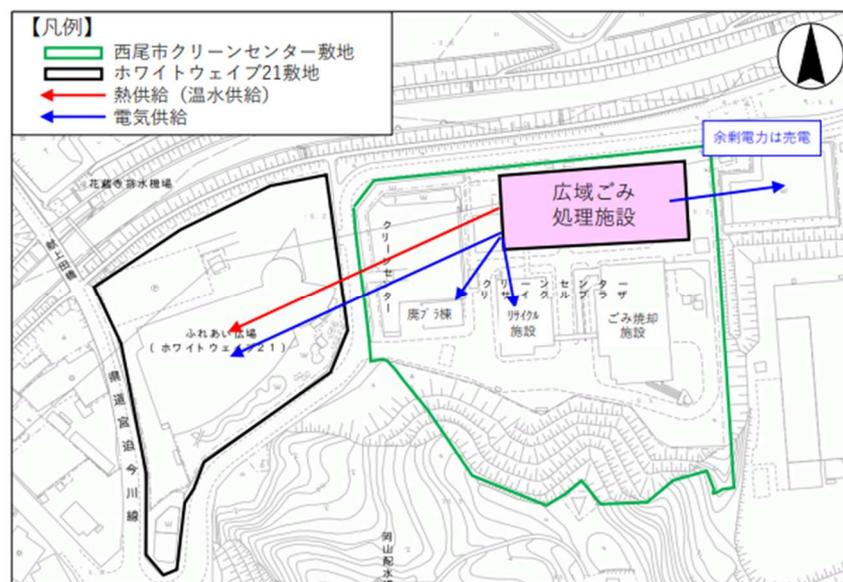
取組名	施策の内容	担当課
50 ごみ処理の際に発生する熱源を有効利用★	ごみ処理時に発生する廃棄物エネルギーを活用して発電し、クリーンセンター内の各施設で自家消費したうえで、余剰分を売電します。	環境業務課
	ごみ処理時に発生する廃棄物エネルギーを隣接するホワイトウェイブ21へ供給し、温水プールや浴室等で有効利用します。	環境業務課

コラム ごみ処理の広域化による廃棄物エネルギーの有効活用

本市の焼却ごみ、岡崎市及び幸田町の焼却ごみの一部を令和12(2030)年度から広域ごみ処理施設で処理する予定です。

ごみ処理により発生する廃棄物エネルギーを、現在は温水プールを主としたレジャー施設であるホワイトウェイブ21に温水として供給していますが、新しい広域ごみ処理施設の建設では、温水供給に加えてホワイトウェイブ21に電力供給を行い、さらに、余剰電力は電力会社等へ売電する計画です。

安心、安全で安定した処理施設となることに加えて、廃棄物処理に伴うエネルギーを最大限に回収し、効率よく活用することで地域の脱炭素化にもつながる施設を目指します。



温水供給及び電力供給のイメージ

基本施策②-2 ごみを資源として有効活用

取組名	施策の内容	担当課
51 生ごみの堆肥化	生ごみの減量化のため、ぼかしの無料配布と適切な使用方法の周知、また、生ごみ処理器(機)購入に対する補助を行います。	ごみ減量課
52 発生汚泥の堆肥化	農業集落排水施設で発生した汚泥を肥料として資源化することで有効利用します。	下水道整備課
53 剪定枝のリサイクルの推進	ごみを減量化するため、剪定枝リサイクルを推進します。	環境業務課
54 図書館資料の再利用	図書館で除籍した書籍や保存期限の切れた雑誌をリサイクルし、有効利用します。	図書館
55 リサイクルプラザの活用	西尾市クリーンセンターに搬入された不用品のうち再利用できるものを整備してリサイクルプラザで販売します。また、市民一人一人がごみを減量する意識を持つよう啓発します。	環境業務課
56 リユースの推進★	市民がリユースしやすい環境を整え、家庭ごみの削減を図ります。	ごみ減量課
57 紙おむつの資源化★	使用済み紙おむつの資源化について調査研究し、リサイクル体制を構築することで、ごみの減量を図ります。	ごみ減量課
58 焼却灰の資源化★	焼却灰を資源化し、最終処分量を低減します。	環境業務課

コラム

EM菌を使ったぼかしによる生ごみのたい肥化の推進

生ごみは、そのまま放置すれば腐り、悪臭を放ちます。また、燃やすと水分を含んでいるため焼却の妨げになり、焼却する際に余分なエネルギーが必要となります。

そこで、本市では、生ごみの自家処理を推奨し、生ごみを肥料化するぼかしを無料配布しています。

ぼかしを使うことで生ごみの悪臭を防止でき、さらに、生ごみはぼかしを使って発酵させることによって土にとって必要な微生物をたくさん含んだ良質な堆肥になります。



ぼかし

※ぼかし

生ごみを発酵させて堆肥にするための材料で、EM菌を薄めた液を、米ぬか、もみ殻、糖蜜などと混ぜ、発酵乾燥させたもの

※EM菌

日本語にすると「有効微生物群」で、自然界に存在する微生物の中から、野菜づくりや花づくりに有効な乳酸菌、酵母菌、光合成細菌などの微生物群を選び、混ぜた培養液のこと

(取材協力: UNIVERSAL VILLAGE にしお)

■施策方針③ プラスチックごみ対策の推進

基本施策③-1 プラスチックごみの発生抑制

取組名	施策の内容	担当課
59 使い捨てプラスチックの削減★	事業者や市民に対してレジ袋やスプーン、フォークなどの使い捨てプラスチックの削減を推進します。	ごみ減量課
60 代替素材の活用の推進★	プラスチックの代替として紙などのバイオマス*素材を周知することにより、プラスチックごみの削減を推進します。	ごみ減量課

基本施策③-2 プラスチックごみの自然環境への排出抑制

取組名	施策の内容	担当課
61 食品トレイやペットボトル等のリサイクル推進	拠点回収による食品トレイやペットボトルなどのリサイクルを推進します。	ごみ減量課
62 ごみを活用したアップサイクル*の推進★	不要になったプラスチックを活用し、付加価値を持たせる取組を周知・啓発することで資源を有効活用します。	ごみ減量課 秘書政策課
63 プラスチック使用製品の分別収集の推進★	家庭から排出されるプラスチック使用製品を分別収集し、リサイクルを推進します。	ごみ減量課

コラム 市内でも始まっています！紙でできたクリアファイル

近年の海洋プラスチック問題を受けて、市内でも脱プラスチックを意識した製品開発が進んでいます。通常、クリアファイルはプラスチック素材ですが、プラスチックを使わない紙ファイルが開発されるなど、環境に配慮した製品開発が進んでいます。



紙のクリアファイル

(資料提供:株式会社エムアイシーグループ)

コラム 不要なクリアファイルをアップサイクルし防災・防犯グッズに

機能的な文具として幅広く活用される「クリアファイル」は、使われず「プラスチックごみ」になってしまうものもあります。そこで、産官学が連携し、不要になったクリアファイルを回収し、新たに防災・防犯グッズへと生まれ変わらせるアップサイクルプロジェクトが実施されました。制作したグッズは、市の防災講座や防災イベントなどで配布しました。



クリアファイルの回収箱



回収に取り組む中学校の生徒たち

3 自然との共生・ふれあい(西尾市生物多様性地域戦略)

3-1 将来の目指すべき姿

豊かな自然を生かした魅力の溢れるまち

澄みわたる空、澄んだ川、豊かな海や里山のあるまちが実現しています。環境保全型の農業が進んでいて、地産地消や食育活動が活発に行われています。また、自然や生き物とのふれあいが盛になると同時に、特定外来生物の防除が進むことで地域固有の生物が保全されるなど自然環境や生物多様性の保全、回復が進んでいます。

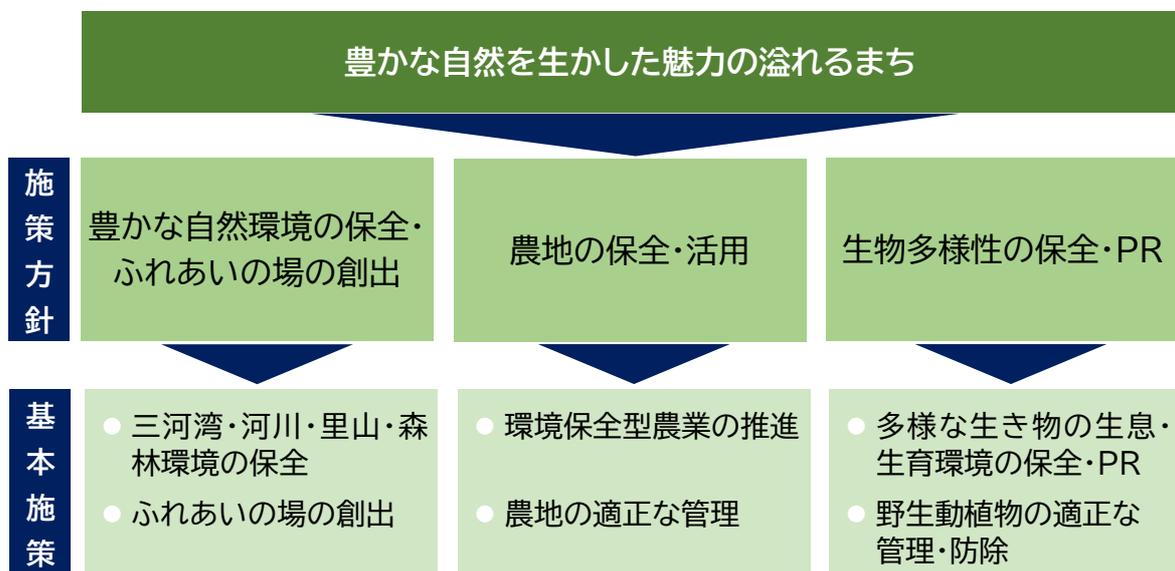
3-2 管理指標

管理指標の項目	令和17年度	現状
西尾いきものふれあいの里の利用者数 ☆	18,600 人	16,614 人 ※令和5年度
家庭や地域で緑を育てている市民の割合	74%	59.3%
地元でとれた食材を食べる市民の割合 (うち小中学生の割合)	88% (78%)	71.3% (53.4%)
自然や生き物に優しくする市民の割合 (うち小中学生の割合)	80% (85%)	68.8% (76.1%)

※☆印の項目は毎年度、数値を把握し、その他の項目は中間見直し時等に数値を把握します。
※現状の市民の割合は令和7年度のアンケート調査の値

3-3 施策の基本方針

豊かな自然環境や農地を適切に保全し、自然にふれあえる場を創出します。また、生物多様性の保全に関する取組を実施し、対外的にも PR していきます。



3-4 主な施策

★:新規施策

■施策方針① 豊かな自然環境の保全・ふれあいの場の創出

基本施策①-1 三河湾・河川・里山・森林環境の保全

取組名	施策の内容	担当課
64 干潟の保全	日本有数の干潟である一色干潟や東幡豆海岸のトンボロ干潟の維持・保全に努めます。	環境保全課
	県や団体等との連携により、干潟のもつ水質浄化機能等について周知し、三河湾の水質保全を図ります。	
	佐久島内の団体や佐久島しおさい学校と協働で、アマモの移植活動を行い、干潟の維持・保全に取り組みます。	佐久島振興課 学校教育課
65 漂着ごみ対策の推進	「愛知県海岸漂着物対策推進地域計画」に基づき、国、愛知県、市民団体等との連携や役割分担による取組の推進、情報共有等の連携体制の確保に努めます。	佐久島振興課 観光文化振興課 ごみ減量課
66 野鳥や植物の保全	海岸沿いに生息する野鳥や塩性植物群落を保全するため、埋め立てなどによる改変の抑制や河川流域の下水道整備の推進による水辺環境の改善に努めます。	下水道整備課 河川港湾課
67 多自然川づくりの推進	河川や海岸などの水辺を整備する際には動植物の良好な生息・生育環境をできるだけ改変しないように努めるなど自然環境に配慮します。	河川港湾課
68 里山の保全	里山所有者をはじめとする市民や地域との協働により、間伐や竹林整備など、里山の保全に努めます。	環境保全課 農水振興課 佐久島振興課
69 森林の保全	森林の持つ治山・治水機能を生かすために、市民や事業者と協働で森林の保全を図ります。	農水振興課
	専門家とともに、森林の維持・保全を図ります。	農水振興課
	保安林、自然公園、自然環境保全地域、地域森林計画対象民有林、天然記念物に関する制度等を理解し、良好な自然環境の保全を図ります。	農水振興課 環境保全課

コラム 市民活動による竹林整備・里山保全

森林に竹が入ると竹の成長の速さなどにより、樹々が枯れて森林の健全性を損ねる場合があるため、計画的に竹林を整備する必要があります。

そこで、平成17(2005)年度に本市環境基本計画の策定を行った市民メンバーが中心となり設立された「にしお環境市民塾」では、自分たちでできる環境活動として、「竹の間を傘をさして歩く」をテーマに里山の竹林を整備しています。整備で間引いた竹は、環境イベントで竹箸づくり体験として活用するなど、竹への関心を持ってもらえる活動を推進しています。



竹林整備の風景
(資料提供:にしお環境市民塾)

基本施策①-2 ふれあいの場の創出

取組名	施策の内容	担当課
70 緑や水とのふれあいの場・機会の創出	海・川・山で人々が集うことができ、自然にふれあうことができる場や機会の創出を図ります。市民が干潟や里山などの保全活動に参加する仕組みを検討します。	環境保全課 農水振興課
71 公共施設の率先的な緑化	公共施設・公共空間において率先して敷地内の緑化を推進します。	施設管理の担当課
72 民有地の緑化	自宅の庭やベランダ、垣根等の緑化を推進します。	公園緑地課
	事業所・民有地の敷地内や屋上・壁面等の緑化を推進します。	公園緑地課
73 街路樹の整備と適正な維持管理	主要な道路における街路樹の整備により緑化を推進するとともに、防災機能(延焼防止)の強化に努めます。	土木課 建築課
	健全な街路樹を育成するため、樹種の特徴を十分に理解し、地域の特性や市民の要望に見合った適切な樹種選択や維持管理に努めます。	土木課 公園緑地課
74 緑化重点地区の設定及び緑化推進	緑のまちづくりに向けて効果的な緑化を推進するため、重点的に緑化を進めるべき地区(緑化重点地区)を設定し、地区内の緑化を推進します。	公園緑地課
75 ビオトープ等の活用	学校のビオトープ等を活用して環境教育を推進します。	学校教育課
	植物や生き物など自然に親しむ場所として、西尾いきものふれあいの里のビオトープを活用します。	環境保全課
76 滞在型農業の推進	佐久島において、滞在型施設クラインガルテンを展開し、佐久島の農地や地域資源を利活用することにより、佐久島の活性化や環境保全に努めます。	佐久島振興課

コラム 市内でも身近に自然とのふれあいができます！

都市化の進行に伴い、人と自然のふれあえる場所が減少してきていることから、本市では、西尾いきものふれあいの里を整備し、小動物・昆虫・野鳥などが生息する自然を守るとともに、身近に自然にふれることができる取組を推進しています。

ビオトープ、自然観察路、トンボの里などがあり、生物観察会、タケノコ掘り、ザリガニ釣りなど親子で楽しめるイベントも開催していますので、ぜひ体験してみてください。



ビオトープの様子



タケノコ掘りの様子

■施策方針② 農地の保全・活用

基本施策②-1 環境保全型農業の推進

取組名	施策の内容	担当課
77 安全・安心な農業の推進	農業関連団体と連携して、有機栽培や特別栽培*などを推進するとともに、消費者に農産物をPRします。	農水振興課
78 環境に配慮した農業の推進	耕種農家*や消費者の理解と協力を得て、畜産堆肥を農地還元し、循環型農業を推進します。また、遮光資材や循環扇、ヒートポンプを利用した低コスト夜間冷房技術等の導入を推進します。	農水振興課
79 食育などを通じた地産地消の推進	商店や農家などと連携して西尾の特産物をアピールし、市内外での認識を高め、地産地消の拡大とブランド化を強化します。	観光文化振興課 農水振興課 商工振興課
	学校給食への地元製品の活用を推進します。	農水振興課 教育庶務課 学校教育課

コラム スマート農業による環境保全農業の実践

本市では環境にも配慮したスマート農業が実践されています。ICT技術を活用して、作物の成長に必要な肥料、CO₂濃度、温度などをデータ制御して栽培しています。

スマート農業の実践により、施肥量やエネルギーの使用量が必要最低限に抑えられるなど環境対策と農業経営の強化の点で、今後の普及が期待されています。



施肥量や温度などをデータ制御



スマート農業による栽培風景



観測センサー

(資料提供:株式会社キングファーム)

コラム 資源を無駄なく有効活用した循環型の畜産農業

市域で畜産を営む牧場では、コーヒーショップで発生するコーヒーかすを牛の飼料に混ぜて有効活用し、抗酸化作用により牛の健康状態の維持につなげています。

また、牛の糞は、もみ殻と混ぜてたい肥化し、牛の飼料となる穀物の肥料として自社農地で活用するなど、資源を有効に活用した循環型の農畜産業の取組を進めています。



飼料にコーヒーかすを混ぜる



左記の飼料で生育した乳牛 (資料提供:北村牧場)

基本施策②-2 農地の適正な管理

取組名	施策の内容	担当課
80 農地の保全	農業振興地域農用地の指定継続により、優良農地の保全を図ります。	農水振興課
81 市民農園の利用促進	既存市民農園の利用促進を図ります。	農水振興課
82 遊休農地の活用促進	遊休農地を農業協同組合と協力して担い手農家などへ利用集積を促進します。	農水振興課
	遊休農地に菜の花やコスモスなどの景観植物を植栽し、良好な景観を創出します。	
83 農作物への鳥獣被害の防止の推進★	農業関係者と連携して、農作物への鳥獣被害の防止に取り組みます。	農水振興課

コラム 遊休農地を活用した名産品づくり

佐久島では、遊休農地を活用して、サツマイモの名産化を目指す「サクのいもプロジェクト」が進められています。

人口減少と高齢化により増える遊休農地を活用して、化学肥料を使用せず、島で乾燥させたヒトデやナマコ、アマモなどの海藻などを肥料として栽培する循環型農業の取組が進められています。作られたサツマイモは焼酎や焼き芋として販売し、名産品づくりを進めています。



サクのいもの収穫
(資料: JA 西三河)



サクのいもの焼き芋
(資料: JA 西三河)

(取材協力: 島を美しくつくる会)

■施策方針③ 生物多様性の保全・PR

基本施策③-1 多様な生き物の生息・生育環境の保全・PR

取組名	施策の内容	担当課
84 植物の生育状況の把握	市内に生育する植物の実態調査をします。	文化財課
85 地域固有の動植物の生息・生育環境の保全	地域固有の動植物の生息・生育環境を文化財(天然記念物)に指定し、保全に努めます。	文化財課
86 地域固有の動植物の周知・PR★	地域固有の動植物について『新編西尾市史』で紹介したり、文化財(天然記念物)に指定したりすることによって西尾の自然の魅力を広くPRします。	文化財課
87 30by30の達成に向けた取組の推進★	30by30の達成に向けて、市民活動団体等とも連携し、生物多様性にもつながる空間や広場を創出します。	環境保全課
88 民間団体等による生物多様性に貢献する場の創出★	民間団体等における生物多様性の保全につながる取組を支援します。	環境保全課

基本施策③-2 野生動植物の適正な管理・防除

取組名	施策の内容	担当課
89 外来種に対する正しい知識の啓発	西三河南部生態系ネットワーク協議会をはじめとする各種団体の活動を通じて、外来種が及ぼす生態系の影響について啓発・防除を推進します。	環境保全課
90 外来種の生息状況の周知★	市内に生息している外来種をホームページ等で周知・啓発していきます。	環境保全課
91 鳥獣被害の防止に向けた適正な管理★	鳥獣被害の防止に向けて、地域の関係者とも連携し、野生動植物を適正に管理します。	環境保全課

コラム 市内で確認されている外来種及び珍しい動植物

市内において、外来種が確認されています。一方で、絶滅危惧種など珍しい動植物も確認されています。

外来種(例)



オオキンケイギク



ミシシippiaアカミミガメ



セアカゴケグモ



アメリカザリガニ

珍しい動植物(例)



ハマボウ



ニホンイシガメ



ウシモツゴ



ニホンジネズミ

4 地域への愛着・快適さ

4-1 将来の目指すべき姿

安全安心な暮らしと地域への誇りが感じられるまち

公園や緑地が整備され、美しくきれいなまち並みが形成されるなど環境に配慮した都市基盤が整備され、市民満足度の高いまちとなっています。公園などの広場や豊かな水辺が整備され、地域ニーズに応じた交通網が確立されるなど安全・安心で「住みたくなる」、「訪れたくなる」まちとなっています。

4-2 管理指標

管理指標の項目	令和17年度	現状
総合的な身近な環境に対する市民の満足度	50%	33.9%
人口に占める1日当たりの公共交通利用率 ☆	6.82%	6.45% ※令和6年度
公園など公共の広場の快適さに対する市民の満足度	35%	19.6%
海や川、水路のきれいさに対する市民の満足度 (うち小中学生の満足度)	40% (50%)	26.9% (32.0%)

※☆印の項目は毎年度、数値を把握し、その他の項目は中間見直し時等に数値を把握します。
※現状の市民の満足度は令和7年度のアンケート調査の値

4-3 施策の基本方針

環境に配慮したまちづくりを推進するとともに、潤いのある美しいまちづくりを進めます。また、市民が住みやすい住環境の創造につなげます。



4-4 主な施策

★:新規施策

■施策方針① 環境に配慮した都市基盤の整備

基本施策①-1 土地の適正利用の推進

取組名	施策の内容	担当課
92 土地の適正利用の推進	潜在的な企業ニーズの把握に努め、工業適地を確保するとともに住工混在の解消や土地の適正利用を促進します。	商工振興課
93 用途地域の見直し	用途地域などについて効率的な都市基盤の整備や良好な生活環境の確保の観点から適切な対応を行い、必要に応じて見直しを行います。	都市計画課
94 都市における防災機能の向上	防災・減災に配慮して安全性の高い居住環境を整備します。	都市計画課

基本施策①-2 環境負荷の少ないまちづくり

取組名	施策の内容	担当課
95 環境に配慮した店舗・工場などの整備推進	住宅密集地などでの店舗や工場などからの周辺環境への騒音などによる公害発生軽減に努めます。	環境保全課
	周辺環境との調和を図るため、工場立地法に基づき適切な緑地の配置を推進します。	商工振興課
	低炭素建築物新築等計画認定制度*の利用促進に努めます。	建築課
96 環境配慮型施設の整備	公共施設を整備する際は、リサイクル材料の使用を推進し、太陽光発電設備の設置をはじめとする再生可能エネルギーの導入も検討します。	資産経営課
97 環境配慮型公共工事の推進	公共工事で生じる環境影響を認識し、環境にやさしい公共工事を実施します。	土木課
	透水性舗装や保水性舗装等の、環境に配慮した舗装の導入を推進します。	
98 道路整備の推進	都市計画道路の整備や交通渋滞交差点の改良を計画的に進めていきます。	土木課
99 交通結節点の機能強化	公共交通の利便性を高めるために、交通結節点の機能強化を図ります。	都市計画課
100 通勤・通学における公共交通の利用促進	公共交通を利用した通勤・通学を支援します。	地域つながり課
101 相乗りタクシー・いこまいかーの利用促進★	地域の交通事業者との連携により、既存の交通資源を活用した移動手段を確保し、持続性・利便性のある交通ネットワークを構築します。	地域つながり課

■施策方針② 潤いのある美しいまちづくりの推進

基本施策②-1 公園・緑地等の整備の推進

取組名	施策の内容	担当課
102 緑と潤いのある公園整備	街区公園、近隣公園など、親子で楽しめるような公園整備を進めます。 既設公園を拡充し、市民の憩いの場としての利用を推進します。	公園緑地課
103 二の沢川水辺プラザの整備	二の沢川に水辺で親しめる公園を、市民参加により整備推進します。	河川港湾課
104 災害時に役立つ公園の整備	公園は災害時の貴重なオープンスペースとなるため、必要に応じて避難機能に配慮した整備や、防災活動拠点機能の付加を検討します。	危機管理課 公園緑地課
105 都市公園のバリアフリー化など安全性・快適性の向上	公園利用者の安全を確保するため、公園施設の長寿命化対策や更新を進めます。 新規公園の整備や既存公園の施設更新等の際には、バリアフリーやユニバーサルデザインに配慮します。	公園緑地課

コラム 二の沢川水辺プラザの整備

二の沢川では、現在、河川の生態系の保全など河川環境の維持・保全を目的として、周辺の公園や西尾城と一体となった「水辺プラザ整備事業」を進めています。

水辺の魅力を引き出し、水とふれあい自然学習ができる階段護岸などの整備を進めるとともに、市民が身近に散策できる遊歩道を整備するなど、にぎわいのある水辺を目指して整備を進めています。



二の沢川水辺プラザの整備イメージ

基本施策②-2 美しく清潔なまち並みの創出

取組名	施策の内容	担当課
106 都市景観の保全	豊かな自然や文化的な魅力を感じられる景観づくりを検討します。	都市計画課
107 空き地・空き家の適正管理	空き地が適正に管理されるように地主など管理者に指導するとともに、草刈機などの貸出を行います。	環境保全課 ごみ減量課
	倒壊や周辺環境に悪影響を与える危険な空き家について、適正管理を促します。	地域つながり課
108 耕作放棄地の適正管理	耕作放棄地に雑草が繁茂しないよう適正管理を呼びかけます。	農水振興課
109 屋外広告物の規制	まちの景観を損なわないように、屋外広告物の設置許可と違法広告物の簡易除却を行います。	都市計画課
110 ペットの適正管理	犬の登録や狂犬病予防注射を獣医師と連携し、適切に行うよう飼い主に対して指導及び啓発します。	環境保全課
	犬猫のフンなどにより、衛生的な生活環境が損なわれないようフン害防止看板の配布や市ホームページで飼い主のマナーを啓発します。また、猫除け器の貸出によって自己防衛の浸透を図ります。	
111 地域文化と密着した歴史ある緑の保全	西尾市歴史公園や社寺林などの緑を保全します。	観光文化振興課 公園緑地課
	歴史上・景観上重要な樹木の文化財(天然記念物)指定を推進します。	文化財課
112 雨水利用の推進	下水道への接続に伴い、不要になった浄化槽を雨水貯留タンクへ転用したり、新たに雨水貯留施設を設置したりすることにより、河川や水路への流出を抑制し、雨水を有効利用するために市民に対する補助を行います。	上下水道営業課



三河湾の黒真珠と言われた佐久島の黒壁集落の景観



フン害の防止看板

■施策方針③ 住みやすい住環境の創造

基本施策③-1 快適な住環境の創造

取組名	施策の内容	担当課
113 ヒートアイランド現象に関する理解促進★	空調や自動車などから排出される熱の抑制などヒートアイランド現象の緩和に向けた理解を促進します。	環境保全課
114 自然災害の頻発化等に関する啓発★	近年の災害の頻発化・激甚化を踏まえ、自然災害に対する理解と備えに関する啓発を図ります。	危機管理課
115 環境調査の実施	水質・騒音・振動・悪臭などの環境調査や監視を行います。	環境保全課
	西尾市浄化センターにおけるし尿処理と西尾市クリーンセンターにおけるごみ処理において必要な環境調査を行い、適正な運転管理を行います。	環境業務課
116 発生源対策の推進	工場建設時には建築開発事業指導要綱と工場等新增改築計画書により公害防止に関する事前協議を行います。	建築課 環境保全課
	必要に応じて工場への立ち入り調査を行い、公害を防止します。また、寄せられた公害苦情の解決と発生抑制のための啓発に努めます。	環境保全課
117 災害廃棄物対策	災害により発生したがいきをはじめとする廃棄物を速やかに処理するため「災害廃棄物処理計画」に基づき、災害時の廃棄物処理の迅速・的確な処分に努めます。	ごみ減量課
118 産業廃棄物処分場等の環境監視	放置された民間産業廃棄物処分場等の環境監視を行い、環境の保全に努めます。	環境保全課

基本施策③-2 きれいな水環境の創造

取組名	施策の内容	担当課
119 家庭での生活排水対策	合併処理浄化槽や下水道接続に関する啓発用品やパンフレットを配布して生活排水対策の普及啓発に努めます。	環境保全課 上下水道営業課
120 水質汚濁の防止	矢作川沿岸水質保全対策協議会や市民団体等と連携し、大規模開発などによる排水の水質を監視することで水質汚濁の防止に努めます。	環境保全課
	各種団体との協働により、河川等の水質保全に取り組みます。	環境保全課 河川港湾課
121 下水道・農業集落排水施設の適切な維持管理	耐震対策、長寿命化対策など公共下水道や農業集落排水施設の適切な維持管理を図ります。	下水道整備課
122 環境配慮型浄化槽設置の推進	公共下水道等が整備されない地域で、単独処理浄化槽等から合併処理浄化槽への転換を推進します。	環境保全課
123 浄化槽の適切な維持管理の推進	浄化槽を適正に維持管理するため、法定検査や保守点検、清掃の必要性を周知します。	環境保全課

5 みんなで連携・協働・共進

5-1 将来の目指すべき姿

市民・事業者・行政・地域団体等がつながるまち

市民、事業者、行政、地域団体などあらゆる主体が環境保全活動や環境美化活動などの環境活動に積極的に参加するとともに、相互に信頼しあい連携が加速し、環境に配慮した活動が定着した社会となっています。各主体の環境活動が SNS 等で広く発信され、環境に役立つ情報へのアクセス・理解がしやすいまちとなっています。

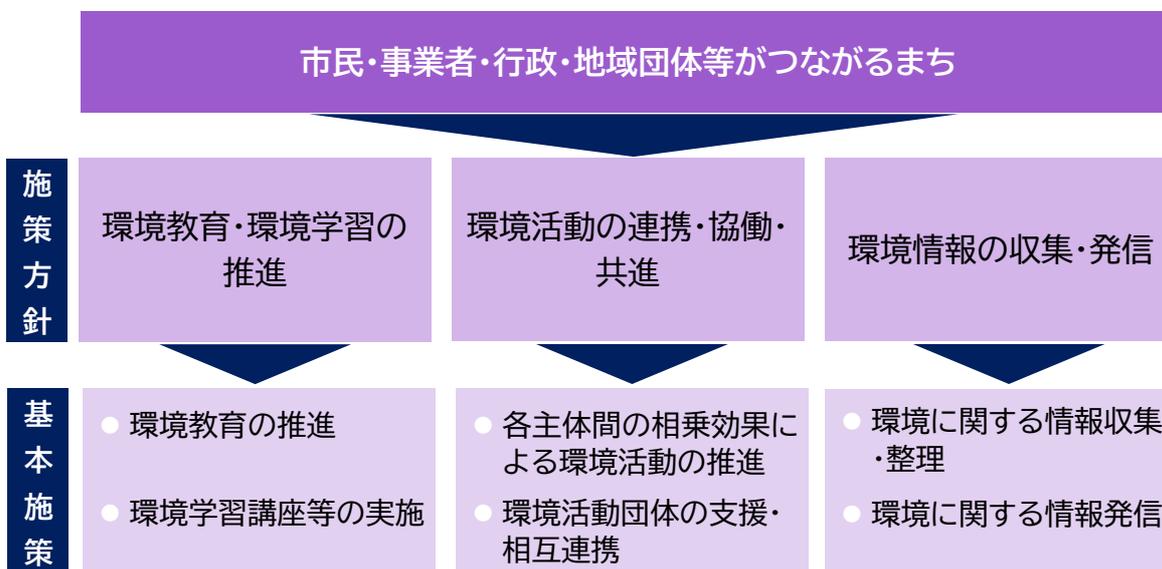
5-2 管理指標

管理指標の項目	令和17年度	現状
環境学習講座の開催数 ☆	10 回	5 回
環境学習の場・環境保全活動への参加機会に関する市民の満足度	25%	13.9%
環境保全や美化活動に参加している市民の割合 (うち小中学生の割合)	41% (56%)	25.9% (41.0%)
環境に関する知識を身に付けている市民の割合	69%	55.0%

※☆印の項目は毎年度、数値を把握し、その他の項目は中間見直し時等に数値を把握します。
※現状の市民の満足度及び割合は令和7年度のアンケート調査の値

5-3 施策の基本方針

環境教育や環境学習を積極的に進めるとともに、各主体が環境活動を連携して進めます。また、環境情報については継続的に収集してわかりやすく発信することにより、地域のあらゆる主体がそれぞれの行動や意識を高めあえるまちにしていきます。



5-4 主な施策

★:新規施策

■施策方針① 環境教育・環境学習の推進

基本施策①-1 環境教育の推進

取組名	施策の内容	担当課
124 地域における環境教育の推進	いきものふれあいの里やふれあいセンターが開催する自然観察会、三河湾での干潟観察会、イベント等でのごみの分別体験会など地域における環境教育を推進します。	環境保全課 ごみ減量課 学校教育課
	「佐久島私たちのSDGs」として島内の環境保全活動を紹介し、活動に参加した人には島内の現状、課題などの環境について説明します。	佐久島振興課
125 環境教育に活用できる情報の充実・発信 ★	市民の環境意識の向上につながる情報を市ホームページや環境イベント等により広く周知・発信します。	環境保全課

基本施策①-2 環境学習講座等の実施

取組名	施策の内容	担当課
126 環境学習講座の開催	市民の環境保全へのきっかけづくりのため、環境学習講座を開催します。市民のニーズを踏まえた講座の検討・開催に努めます。	環境保全課
127 環境教育研修への教員の参加	いきものふれあいの里へのボランティア活動に参加し、環境教育の基本を学びます。	学校教育課

■施策方針② 環境活動の連携・協働・共進

基本施策②-1 各主体間の相乗効果による環境活動の推進

取組名	施策の内容	担当課
128 海や川での環境美化活動の推進	海・川・山の清掃や水質浄化を行うボランティア活動を市民・事業者と連携して積極的に支援します。	環境保全課 ごみ減量課 河川港湾課 佐久島振興課
129 佐久島ブルーカーボンの推進	佐久島の藻場再生活動に取り組むとともに、アマモの移植活動を通じて海の環境保全を推進します。	佐久島振興課
130 里山の雑木整備など里山の保全活動の推進	里山所有者をはじめとする市民や地域との協働により、間伐や竹林整備など里山の保全に努めます。	環境保全課
	里山の機能や役割について啓発し、市民の里山に対する関心や意識を高めます。	農水振興課
	佐久島内の団体との協働により、雑木整備など里山の保全に努めます。	佐久島振興課
131 広域的なネットワークの活用	西三河南部生態系ネットワーク協議会など広域的なネットワークを活用し、生態系の保全に取り組みます。	環境保全課
132 カラフルツーリズムの実施★	農業や漁業体験を通じて、地域の自然や文化に触れ、地域の人々との交流を楽しむグリーンツーリズム*・ブルーツーリズム*などの様々なツーリズムを展開します。	観光文化振興課 佐久島振興課 農水振興課
133 生き物ふれあい会・干潟観察会など体験型学習の推進★	地域の関係団体等と連携し、生き物の大切さを学ぶ体験型学習の取組を推進します。	環境保全課
134 農産物の収穫体験等の推進★	農産物の収穫体験や食育活動を通して、地産地消の大切さを周知します。	農水振興課
135 民間事業者との連携協定の推進★	環境対策に関する知見を有する民間事業者と連携しながら、環境対策を推進します。	環境保全課
136 入札時に環境配慮に取り組む事業者の優遇★	入札時において環境配慮に積極的に取り組む事業者には加点するなど、環境配慮の取組の支援を検討します。	財政課

基本施策②-2 環境活動団体の支援・相互連携

取組名	施策の内容	担当課
137 アダプトプログラムの推進	日常的に利用する生活道路や児童公園などを対象に、地域の住民や事業所と連携してアダプトプログラムを推進します。	ごみ減量課
138 市民環境活動の表彰	町内の清掃、環境衛生活動及びごみの散乱防止を継続的に実施している団体や個人を表彰します。	ごみ減量課
139 団体相互の連携・ネットワークの強化	環境活動団体や環境に興味のある市民及び事業者などの相互連携と交流を図り、ネットワーク化を強化します。	環境保全課

コラム 川と海のクリーン大作戦

本市では、矢作川や海の環境を守り、美しい水辺を取り戻す活動として、市民と連携して、川と海のクリーン大作戦を実施しています。例年、1,000人以上が参加し、豊かで見事な川と海を目指して取り組んでいます。



川と海のクリーン大作戦

コラム 市域のみならず市域外にも広がる環境活動を推進

本市では矢作川沿岸水質保全対策協議会と連携し、矢作川流域の水質保全を目的として、矢作川上流部の長野県・岐阜県の小学生を矢作川下流部の衣崎海岸に招待し、潮干狩りの体験を行う「山の子ら潮干狩り」に取り組んでいます。

上流部での水質を守る取組が結果的に下流部の水質を守ることにもつながり、海の水質悪化を防いで豊かな海づくりにつながっていることを伝えることで、水質保全の大切さを市域のみならず、矢作川の上流の子どもたちにも理解を呼びかけています。



潮干狩りを楽しむ子どもたち

(取材協力: 矢作川沿岸水質保全対策協議会)

■施策方針③ 環境情報の収集・発信

基本施策③-1 環境に関する情報収集・整理

取組名	施策の内容	担当課
140 環境に関する情報の収集	市民の環境に対する意識を高めるため、団体や事業者の環境活動に必要な支援・助成制度等に関する情報を収集・整理します。	環境保全課

基本施策③-2 環境に関する情報発信

取組名	施策の内容	担当課
141 環境意識の啓発	市民の環境に対する意識を高めるため、市民と連携してイベントなどを開催し、環境意識の啓発を図ります。	環境保全課 環境業務課
142 SNSや広報紙等を活用した環境情報の効果的な発信★	日常生活に関する環境情報や地域で実践されている環境活動について、「広報にしお」での特集号や西尾市LINE公式アカウントなどのSNS等も活用してわかりやすく発信します。	環境保全課 ごみ減量課 環境業務課
143 環境施策の評価、公表	環境基本計画に基づいて実施した環境施策の状況について公表し、必要に応じて追加対策を講じるなど、市民とともに計画を推進します。	環境保全課

コラム 市民や地域団体と連携した計画の推進

本計画策定にあたっては、アンケート調査に加えて、市民を対象とした座談会を開催し、環境に関して日常生活での生の声や意見を確認するとともに、環境審議会では地域の関係者からも意見をいただき、地域特性に応じた計画の内容として整理しました。

いただいた意見や本計画に基づく各種環境施策の実施状況を市が取りまとめて環境審議会に報告し、計画の進捗状況に応じて追加施策を講じることにより、計画の目標達成及び市民の暮らしやすい社会の実現を目指していきます。



市民向けの座談会での意見交換の様子



環境審議会での審議・検討風景

6 市民・事業者による取組の推進チェックシート

- ▶ 環境ビジョンの実現に向けては、市民・事業者の協力が必要不可欠であることから、以下のように各主体の取組をわかりやすく整理しました。

6-1 市民による取組

分野	取組内容
脱炭素・暑さへの適応	<input type="checkbox"/> 冷暖房の適正温度の設定など脱炭素につながる行動を積極的に実践する。
	<input type="checkbox"/> 家電を購入する際は、統一省エネラベルなどを確認し、光熱費も意識して購入する。
	<input type="checkbox"/> 自動車を購入する際は、電動車などの次世代自動車を積極的に選択する。
	<input type="checkbox"/> 住宅の新築、増改築時は、省エネルギー性能の高い住宅とする。
	<input type="checkbox"/> 電力契約を再生可能エネルギーで作られた電気によるメニューへの切替を検討する。
	<input type="checkbox"/> 災害時にも役立つ太陽光発電システム、蓄電池などを積極的に導入する。
	<input type="checkbox"/> 洪水ハザードマップや防災マップを確認し、避難場所を把握する。
	<input type="checkbox"/> 外出時はこまめな水分補給を心がけ、猛暑の時はクーリングシェルターも活用する。
資源の循環・有効活用	<input type="checkbox"/> 排出ルールに従ってごみの分別を行い、資源リサイクルに協力する。
	<input type="checkbox"/> マイバック、マイボトルを持参し、ごみのもとになるものを買わない、もらわない。
	<input type="checkbox"/> 買い物や外食の際は、食べきれぬ量を購入・注文するなど食品ロスを削減する。
	<input type="checkbox"/> 不用になった製品は資源の集団回収、フリーマーケットなどで再利用する。
	<input type="checkbox"/> 生ごみの水切りを習慣化するとともに、たい肥化に取り組む。
	<input type="checkbox"/> ポイ捨てをしないなど、マナーの向上を心掛ける。
	<input type="checkbox"/> 不法投棄を防止するため土地を適正に管理する。
自然との共生・ふれあい	<input type="checkbox"/> 使い捨てプラスチックはなるべく使わないようにし、プラスチックごみを出さない。
	<input type="checkbox"/> 緑のカーテンの設置など庭やベランダの緑化に努める。
	<input type="checkbox"/> 里山保全や自然観察会への参加など、動植物や身近な自然にふれあう。
	<input type="checkbox"/> 地域で採れた食材など地産地消を心掛ける。
	<input type="checkbox"/> 地域に生息・生育する生き物を知り、大切にす。
	<input type="checkbox"/> 外来生物を持ち込んだり、地域へ放したりしない。
	<input type="checkbox"/> 生物多様性や外来生物が地域の生態系に与える影響を理解する。
地域への愛着・快適さ	<input type="checkbox"/> 野生鳥獣にエサを与えないなど、適切な関わり方を心掛ける。
	<input type="checkbox"/> 路上喫煙、吸い殻やごみのポイ捨てをしないなど、マナーを守る。
	<input type="checkbox"/> 野焼き、騒音、振動、悪臭などで近隣に迷惑をかけないように心掛ける。
	<input type="checkbox"/> ペットのフンはきちんと持ち帰り、まちを衛生的に保つ。
みんなで連携・協働・共進	<input type="checkbox"/> 公園や緑地を散策し、地域の豊かな自然を楽しむ。
	<input type="checkbox"/> 洗剤は適量にして油は流さないようにする。
	<input type="checkbox"/> 環境に関する情報を積極的に収集し、理解を深める。
	<input type="checkbox"/> 環境教育・学習プログラム、講習会、イベントなどに積極的に参加する。
	<input type="checkbox"/> 環境問題について学んだことや考えたことについて、家族や学校等で話し合う。
	<input type="checkbox"/> 環境に関する本や記事などを読むことで環境に関する理解を深める。
	<input type="checkbox"/> 地域の環境の維持管理や、清掃・美化活動などに取り組む。
	<input type="checkbox"/> 地域で環境に配慮している事業者や地域の団体を応援する。

6-2 事業者による取組

分野	取組内容
脱炭素・暑さへの適応	<ul style="list-style-type: none"> □ 脱炭素経営の実践に向けて、具体的な取組を推進する。 □ 脱炭素に関する情報収集のため、脱炭素経営セミナーなどに積極的に参加する。 □ 社用車を購入する際は、電動車などの次世代自動車を積極的に選択する。 □ 事業所の新築、増改築時は、省エネルギー性能の高い建築物とする。 □ 電力契約を再生可能エネルギーで作られた電気によるメニューへの切替を検討する。 □ 災害時にも役立つ太陽光発電システム、蓄電池などを積極的に導入する。 □ 洪水ハザードマップや防災マップを確認し、避難場所を把握する。 □ 暑さ指数(WBGT)を確認し、熱中症に備えるなど従業員などの健康管理に努める。
資源の循環・有効活用	<ul style="list-style-type: none"> □ 資源とごみを分別し、適正に排出する。 □ 法令を遵守し、ごみの排出量を低減するとともに適正な処理をする。 □ 会議資料をペーパーレス化するなど、用紙類を削減する。 □ 生産、流通、販売時のプラスチックの使用抑制、過剰な包装を抑制する。 □ グリーン調達基準に適合した製品、エコラベル製品などを購入・利用する。 □ 食品廃棄物を削減するとともに、たい肥化など有効利用を検討する。 □ レジ袋やストローなどの使い捨てプラスチック製品の使用や提供削減に努める。
自然との共生・ふれあい	<ul style="list-style-type: none"> □ 生き物の生息空間としての機能に配慮し、敷地や建物の緑化に努める。 □ 生物多様性に配慮した緑の保全・創出に努める。 □ 地域や行政が行う緑化活動や緑の維持管理活動へ参加・協力する。 □ 事業所内の緑空間を開放するなど、地域と一緒に楽しめる活動を行う。 □ 循環型農業など環境に配慮した農業に取り組む。
地域への愛着・快適さ	<ul style="list-style-type: none"> □ 大気や水など環境汚染防止に関する法令を遵守し、継続的な環境保全に取り組む。 □ 事業所の操業状況や化学物質の使用状況、公害防止の取組などについて開示する。 □ 建設工事などによる騒音・振動などの発生を抑制する。 □ 西尾市域の自然環境の良さをSNSや動画などで発信する。 □ 定期的に周囲の清掃活動を行うなど環境美化に努める。
みんなで連携・協働・共進	<ul style="list-style-type: none"> □ 自社の環境への取組を環境報告書などで積極的に公開する。 □ 従業員への環境教育や地域住民向けの環境講座を実施する。 □ 従業員研修や社会貢献活動の一環として、環境学習や環境活動を実施する。 □ 地域の環境保全活動に参加、協力する。

第5章 計画の推進

1 計画の推進体制

- ▶ 本計画は、庁内の関係各課と連携・調整を図りながら、施策を進めるとともに、市民・事業者など様々な関係者との連携と協働により推進していきます。

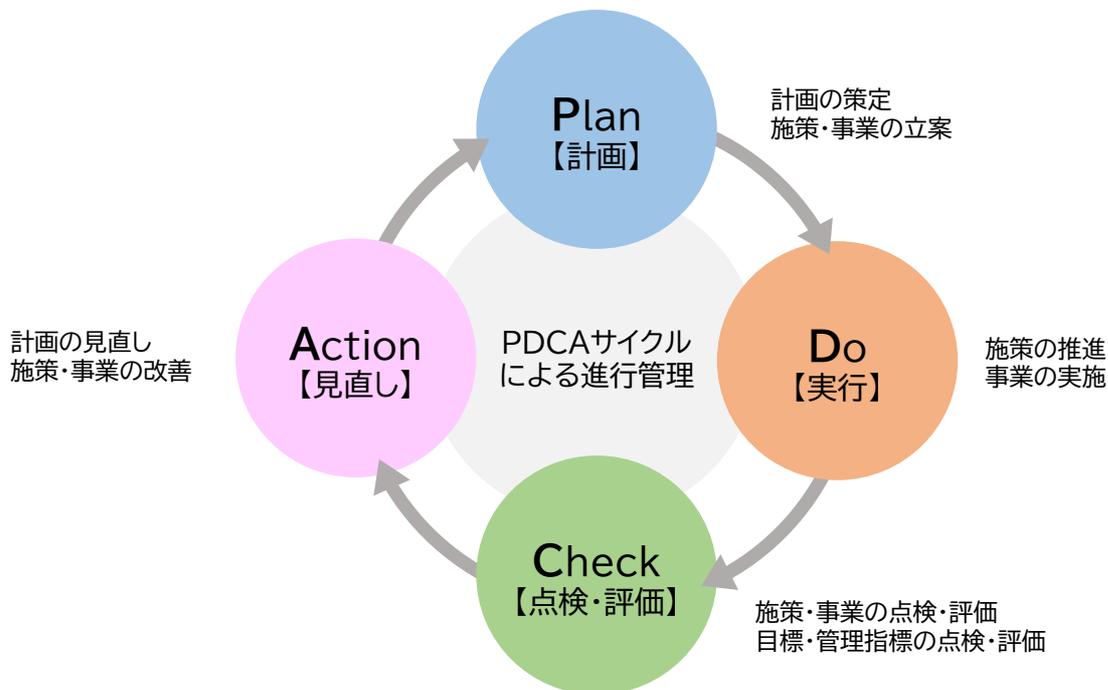
2 計画の進行管理

(1) 計画の周知

- ▶ それぞれの関係者が目指す環境ビジョン等を共有するとともに、市ホームページ、広報紙、市公式LINEのようなSNSなど、様々な媒体や機会を通じて周知を図ります。

(2) 計画の進行管理

- ▶ 計画の進行にあたっては、「Plan(計画)」・「Do(実行)」・「Check(点検・評価)」・「Action(見直し)」の PDCA*サイクルにより、具体的な施策の進捗状況を毎年度、確認します。その結果を踏まえて、必要に応じて、新たな管理指標の設定や追加対策を検討することにより、計画の実効性を高めていきます。
- ▶ 確認した結果をとりまとめて環境審議会等から意見を聴取し、市ホームページ等で公表します。さらに、本計画の策定後、国や県などの動向や社会情勢の変化を踏まえて、必要に応じて計画の見直しを検討します。



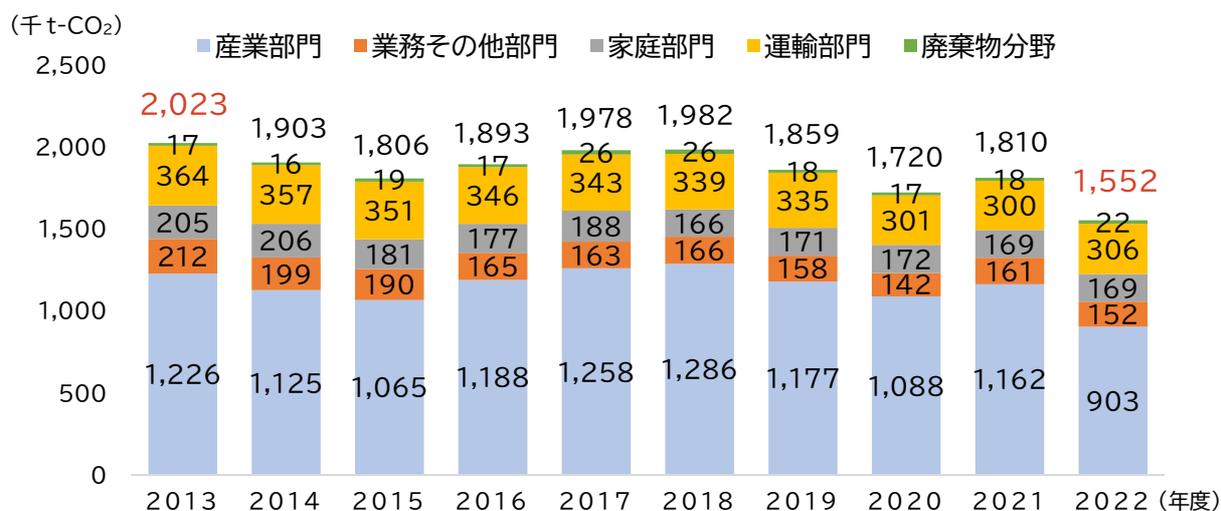
巻末資料

1 本市の環境の状況

1-1 脱炭素分野

■ 温室効果ガス排出量の推移

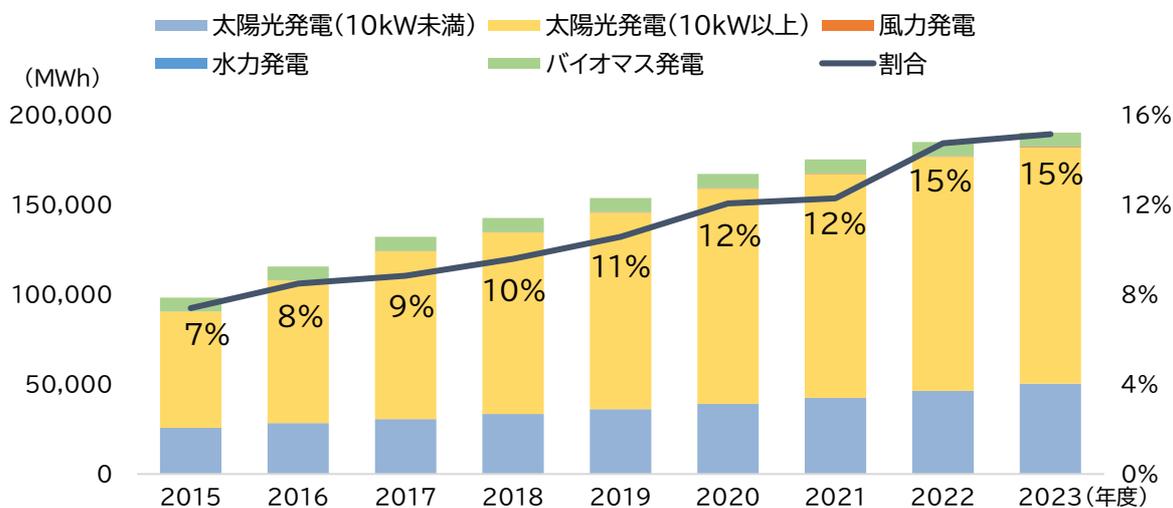
本市の温室効果ガス排出量は減少傾向にあり、令和4(2022)年度は約1,552千t-CO₂、平成25(2013)年度比で約23%の削減となっていますが、部門別では産業部門の排出が最も多く全体の約58%を占め、次いで運輸部門の排出量が約20%を占めています。



本市の温室効果ガス排出量の推移 (資料:西尾市地球温暖化対策実行計画(区域施策編))

■ 再生可能エネルギーの導入状況

本市における再生可能エネルギーの導入状況については、太陽光発電が大半を占めています。また、本市の電気使用量に対する再生可能エネルギーの発電電力量の割合は上昇傾向にあり、令和5(2023)年度では15%を占めています。



本市における再生可能エネルギーの発電電力量の推移 (資料:環境省 排出量カルテ)

■ 日平均気温、猛暑日・真夏日の日数

本市の日平均気温※¹について、直近10年(平成27(2015)～令和6(2024)年)の平均値が約16.7℃となっており、40年前※²から約1℃上昇しています。

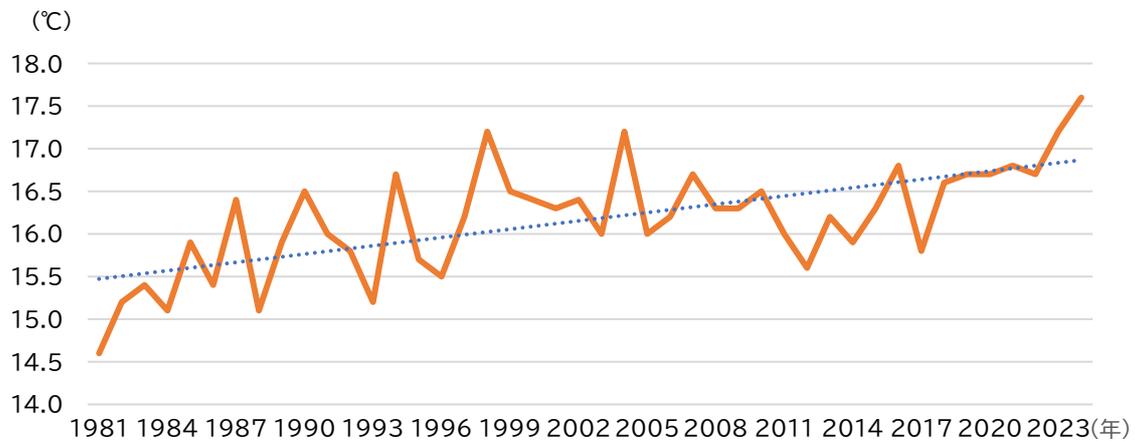
年間の真夏日※³・猛暑日※⁴の日数も上昇傾向にあります。真夏日の年間日数は昭和56(1981)年の32日から令和6(2024)年では82日に増加、猛暑日の年間日数は昭和56(1981)年の0日から令和6(2024)年では25日に増加しており、本市も気候変動の影響を受けています。

※1:西尾市に最も近い気象観測所が蒲郡であるため、蒲郡の気象データを採用

※2:昭和56(1981)年～平成2(1990)年の平均値

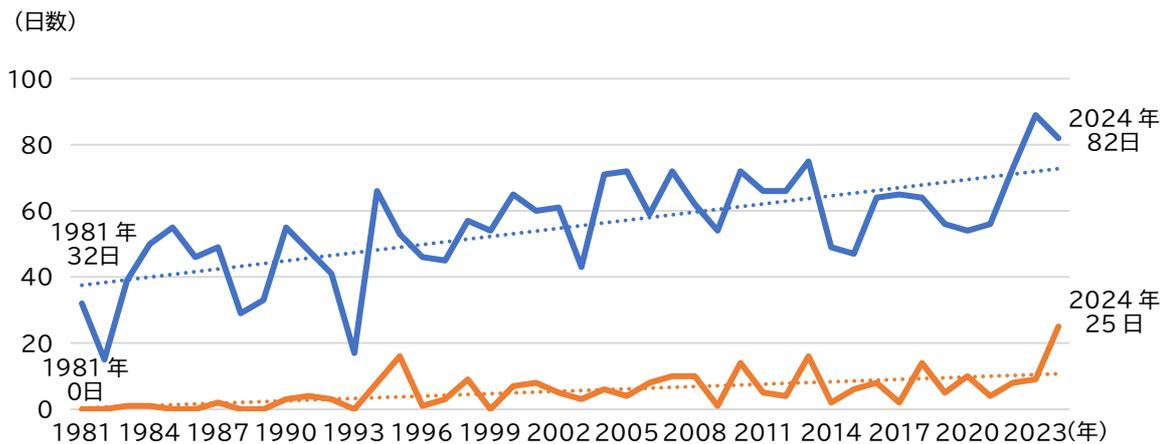
※3:1日の最高気温が30℃以上になる日

※4:1日の最高気温が35℃以上になる日



蒲郡の日平均気温の推移

(資料:気象庁 過去の気象データ検索)



— 真夏日 — 猛暑日

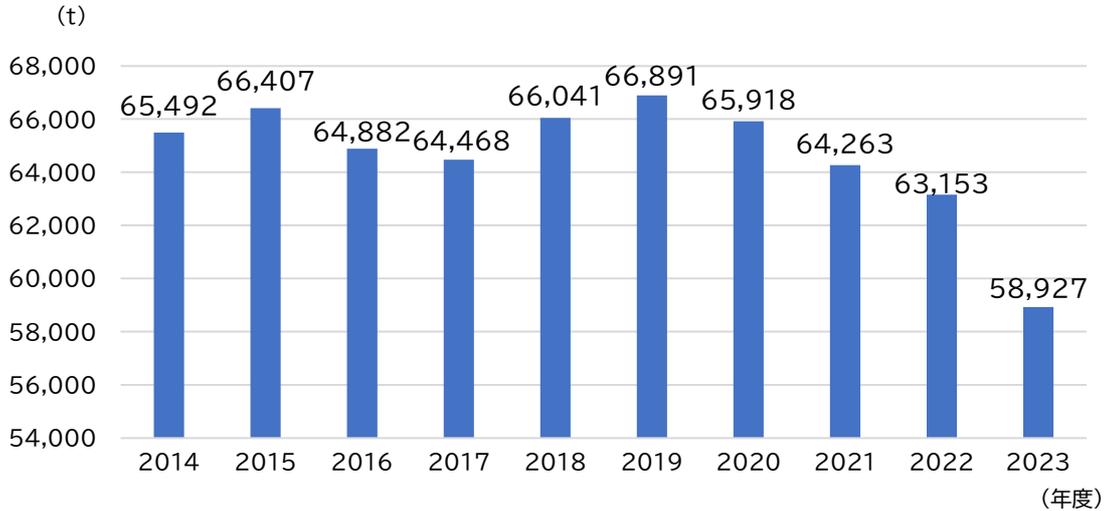
蒲郡の真夏日・猛暑日の年間日数の推移

(資料:気象庁 過去の気象データ検索)

1-2 資源循環

■ ごみ総排出量

本市のごみ総排出量は横ばいで推移していましたが、直近5年間で減少傾向を示しています。令和5(2023)年度におけるごみ総排出量は58,927tとなっています。

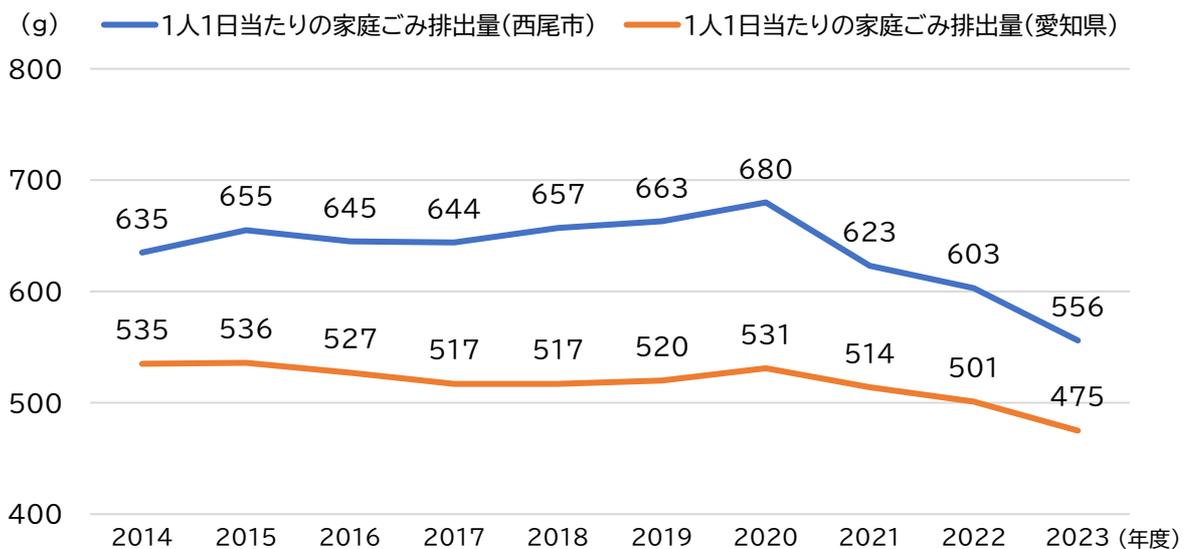


本市のごみ総排出量

(資料:愛知県 一般廃棄物処理事業実態調査)

■ 1人1日当たりの家庭ごみ排出量

本市の1人1日当たりの家庭ごみ排出量は、令和3(2021)年度以降減少傾向を示し、令和5(2023)年度は556gとなっています。しかし、依然として愛知県平均の排出量を上回っており、令和5(2023)年度で県内38市中ワースト4となっています。そのため、ごみ削減に向けた取組を継続することが重要となります。

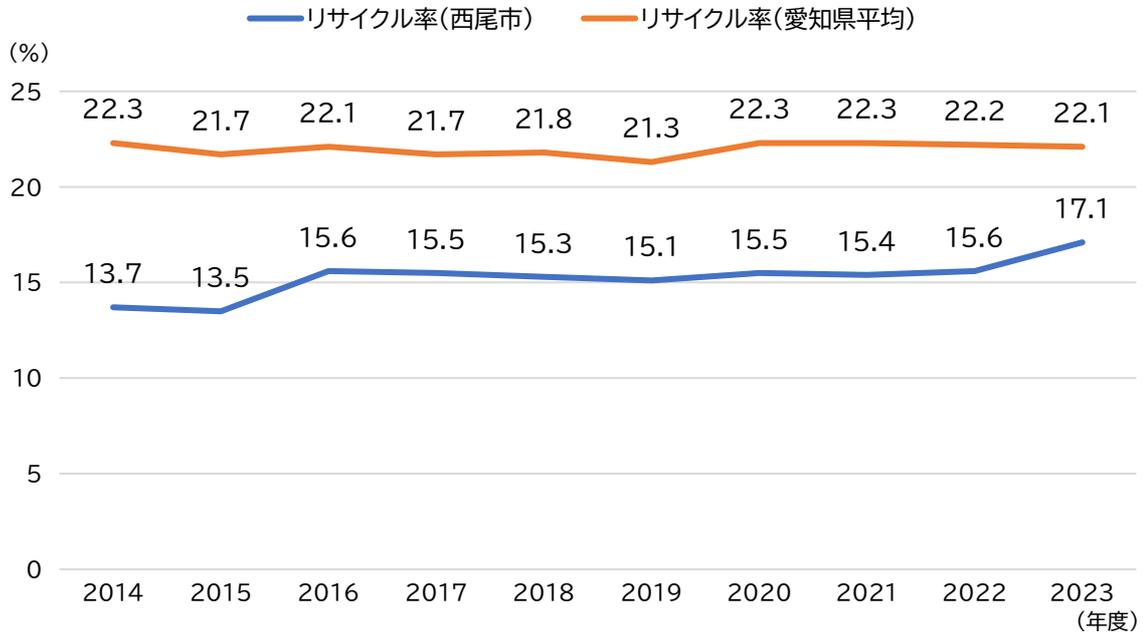


本市の1人1日当たりの家庭ごみ排出量

(資料:愛知県 一般廃棄物処理事業実態調査)

■ リサイクル率

本市は、リサイクル率が横ばいから微増傾向にあり、令和5(2023)年度で17.1%となっています。一方で、愛知県全体における令和5(2023)年度のリサイクル率は22.1%となっており、本市は愛知県全体より低い数値となっています。



本市のリサイクル率

(資料:愛知県 一般廃棄物処理事業実態調査)



常設資源ステーション



リサイクルプラザ
(資源循環型社会を目指すための施設)

1-3 自然環境・生物多様性

■ 都市公園

本市には令和7(2025)年8月現在、都市公園が67か所整備されており、総面積は89 ha となっています。

市民1人当たり^{※1}の都市公園面積は5.26平方メートルであり、愛知県平均(令和4(2022)年度)の8.04平方メートルを下回っています。

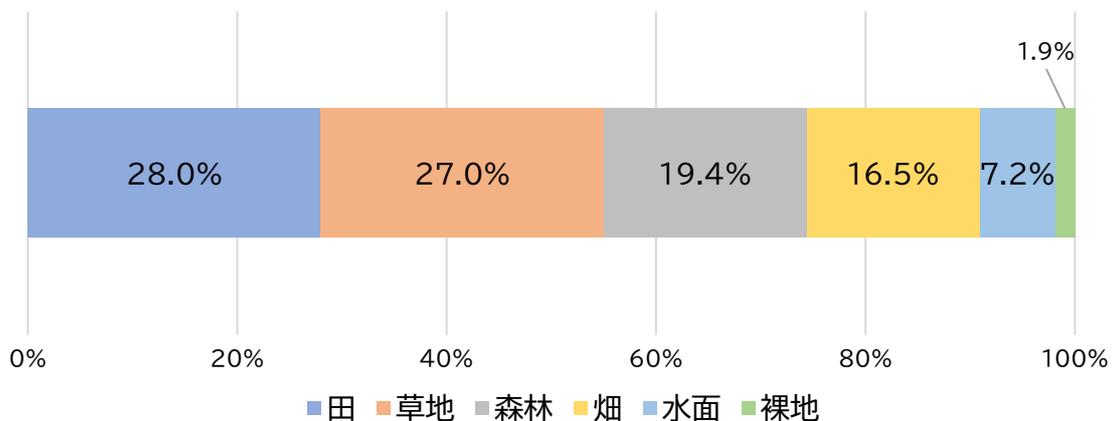
※1:令和7(2025)年7月1日時点の人口

■ 緑の多さ

本市の緑被率(令和3(2021)年)は市全域に対し緑被面積を 70.4%が占め、緑の多さを表しています。その内訳は面積が大きい順に田、草地、森林、畑となっています。



本市における緑被面積の割合 (資料:西尾市緑の基本計画)



本市の緑被面積の内訳 (資料:緑の基本計画)

■ 生物多様性

本市において、三ヶ根山を含む三河湾国定公園周辺はオオタカやサシバ、シジュウカラ、オムラサキなどの生息適地、一色地区などに広がる内水面地帯はカモ類、サギ類の生息適地、一色干潟はシギ・チドリ類の集結地(繁殖・中継地)となっており、地域の生物多様性を保全する上で重要な地域となっています。

矢作古川ではニホンイシガメが、里地里山ではヘイケボタルやゲンジボタルが暮らし、川沿いの草地にはカヤネズミやイトトンボなどが生息しています。

市内の水路や池などで見られたウシモツゴは絶滅危惧IA類、カワバタモロコは絶滅危惧IB類とされ、種の存続が危がまれており、公共施設の保護池などで繁殖しています。



オオタカ(左)、シジュウカラ(中央)、ニホンイシガメ(右)

(資料:オオタカ・シジュウカラ:愛知県鳥類生息調査、ニホンイシガメ:愛知県)

■ 特定外来生物

本市において、特定外来生物のセアカゴケグモが確認されています。

この他、アライグマ、ヌートリア等については、市が捕獲器の貸出や、市ホームページによる市民への注意喚起を行っています。



セアカゴケグモ (左)、アライグマ(中央)、ヌートリア(右)

(資料:セアカゴケグモ:本市ホームページ アライグマ、ヌートリア:環境省 日本の外来種対策)

1-4 生活環境

■ 大気

本市では浮遊粒子状物質、微小粒子状物質、二酸化窒素、光化学オキシダント、ダイオキシン類の大気汚染物質について、愛知県が愛厚ホーム西尾苑及び西尾市役所一色支所に大気汚染観測所を設置し、監視を行っています。

令和6(2024)年度の環境基準の達成状況は概ね良好であり、環境基準を達成しなかった光化学オキシダントについても測定結果は経年で横ばいに推移しています。

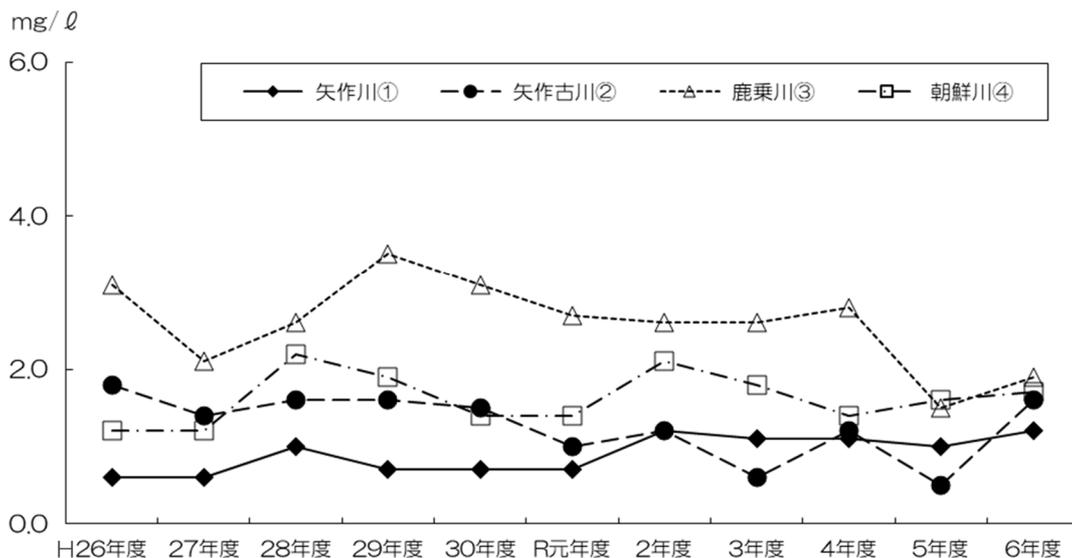
令和6(2024)年度の大気汚染の観測状況 (資料:環境報告書(令和7年度版))

物質	測定場所	年平均値	単位	適否
浮遊粒子状物質 (SPM)	愛厚ホーム西尾苑	0.013	mg/m ³	○
	西尾市役所一色支所	0.017		○
微粒子状物質 (PM2.5)	愛厚ホーム西尾苑	8.1	μg/m ³	○
二酸化窒素 (NO ₂)	愛厚ホーム西尾苑	0.009	ppm	○
	西尾市役所一色支所	0.008		○
光化学オキシダント	愛厚ホーム西尾苑	0.033	ppm	×*
	西尾市役所一色支所	0.036		×*
ダイオキシン類	愛厚ホーム西尾苑	0.011	pg-TEQ/m ³	○

※昼間1時間値>0.06ppmとなった時間が365時間

■ 水環境・水質

本市では愛知県と協調して主要河川の水質調査を毎年行っています。矢作川、矢作古川、鹿乗川、朝鮮川の4河川で環境基準が設定されています。この4河川の水質は横ばいから微減傾向にあるため、水質は安定的かつ改善傾向にあるといえます。



主要河川の水質調査結果 (資料:環境報告書(令和7年度版))

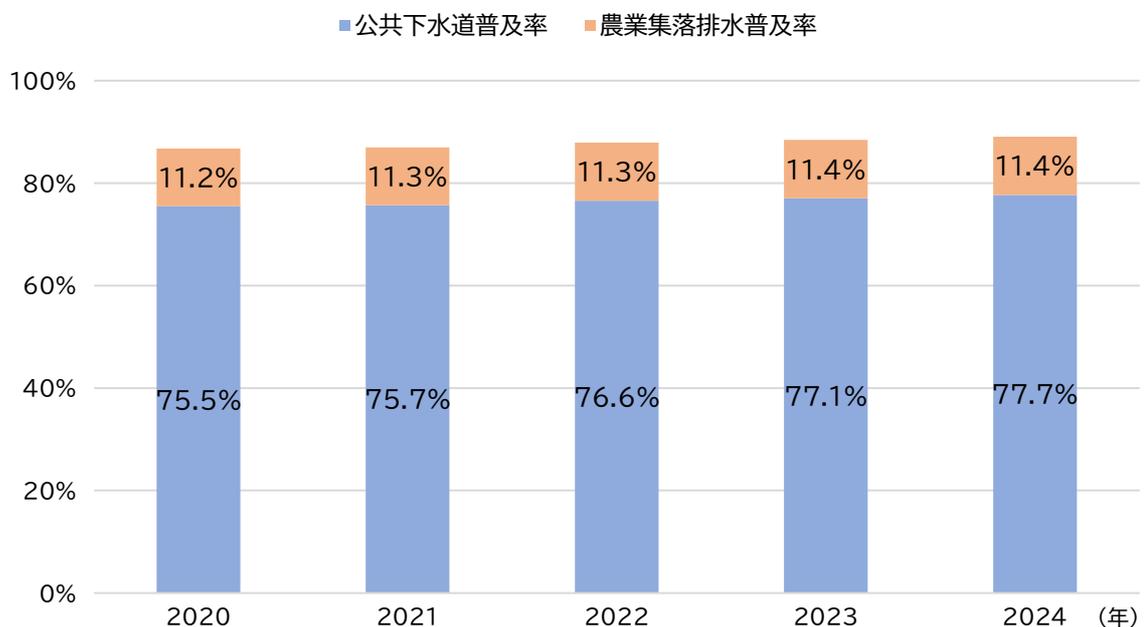
■ 騒音・振動

本市は国道23号・247号と南北に主要地方道豊田一色線、東西に衣浦岡崎線が通っており、いずれも道路交通の要となっています。令和5(2023)～令和6(2024)年度の騒音測定では、すべての地点で環境基準及び要請限度の値を満たす結果となりました。また、振動に環境基準は定められていませんが、すべての地点で要請限度の値を満たしています。

■ 下水道

本市では令和 6(2024)年時点で、公共下水道の整備率が94%と、令和4(2022)年から12%向上しています。

また普及率も直近5年で徐々に増加しており、令和6(2024)年時点で公共下水道が77.7%、農業集落排水が11.4%となっています。

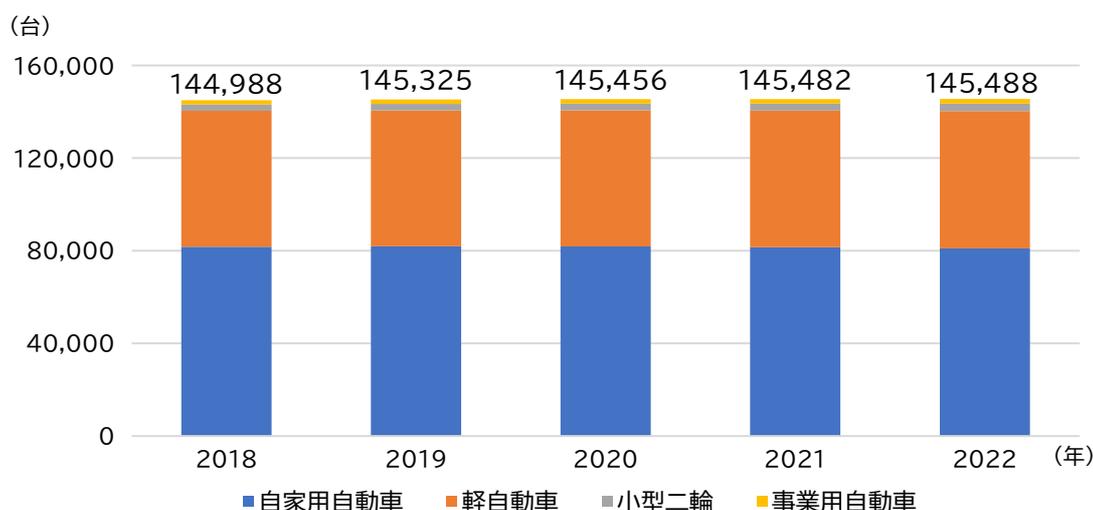


本市の公共下水道普及率、農業集落排水普及率の推移

(資料:西尾の統計 2024 年刊)

■ 自動車保有台数

本市の平成30(2018)年～令和4(2022)年の自動車保有台数は概ね横ばいで推移しています。



本市の自動車保有台数の推移 (資料:西尾の統計 2024 年刊)

なお、愛知県全体では、令和6(2024)年のEVの登録台数が平成27(2015)年比で約5.8倍、FCVの登録台数が約13.3倍と急増しています。本市においても脱炭素に向けて低公害車への転換が望まれます。

■ 空き家

本市では空き家の適切な管理と活用を促すために市民への情報発信を行っており、空き家対策に関する制度や情報をわかりやすく伝える「西尾市空き家情報冊子」を作成しています。

また、民間企業等と連携した対策も積極的に行っており、令和5(2023)年にAI査定で手軽に建物の解体費用や土地の売却価格の相場を調べることができる「西尾市版解体費用シミュレーター」及び「西尾市版すまいの終活 navi」を開設しました。そのほか、「空き家総合相談窓口」、「危険な空き家」の相談窓口、「西尾市空き家バンク」も設置しています。



本市の空き家情報冊子

■ 文化財

本市には令和6(2024)年時点で、国指定文化財10件(国宝1件を含む)、県指定文化財46件、市指定文化財171件、合計227件の指定文化財があります。種別は有形文化財166件、民俗文化財17件、記念物(史跡・名勝・天然記念物)44件となっています。

指定文化財のうち天然記念物は、国指定の「神明社の大シイ」、県指定の「西尾のヒメタイコウチ」「西尾のミカワギセル生息地」はじめ、市指定では樹木が17件、動物1件、地質・鉱物1件が指定されています。

1-5 各主体の連携

■ 環境学習

本市では、子どもから大人まで参加することができ、環境について考えるきっかけづくりとして「にしお大学かんきょう学部」を開催しています。民間企業が講師となり、工場見学やカードゲームなど体験を交えた講座を実施しています。令和7(2025)年度には工場の環境対策の学習など計5回の講座を実施しました。

本市の令和7(2025)年度における環境学習講座

タイトル	概要(本市ホームページ紹介文)	講師
第1回 工場の仕事と環境対策について学ぼう！	デンソー高棚製作所で自動車の部品の最終組立てラインを見学しながら工場の環境対策について学びます。その他、普段は見みられない最新の安心安全技術を体感できるコーナーもあります。	株式会社デンソー
第2回 体験型SDGsカードゲームをしよう！	『Get The Point 子どもと大人のSDGs学習ゲーム』で、カードを使って楽しくSDGsを学びましょう！このゲームは、小学生から大人まで幅広く楽しめます。	一般社団法人SDGs design
第3回 親子で学ぶ！環境工作教室	みんなで楽しく「あかりの省エネ」について学びます。私たちが毎日使っている電気を、どうすればもっと無駄なく賢く使えるかを考え、実際に太陽光パネルと蓄電池で光るLEDライトの工作をします。	パナソニック株式会社
第4回 電気をつくって・ためて・エネルギーの組み合わせについて学ぼう！	エネルギーを大切に使うことを学びます。実際に電気を作って貯めることで毎日使う電気について考えてみましょう。	東邦ガス株式会社
第5回 親子でまなぼうSDGs冬の森あるき	森の中を親子で散策して、植物や生き物にふれあいながら自然の大切さを学びます。散策中に見つけた枝などを燃料にして焼き芋をすることで、食べ物のこと、エネルギーの使い方について考え、SDGsについても楽しく学びます。	特定非営利活動法人フロンティア西尾

■ 環境イベント

本市では毎年12月頃にごみの減量とリサイクル推進等の環境意識向上のための啓発イベント「環境Wave21」を開催しています。民間企業によるパネル展示や、フリーマーケット・ごみ分別体験コーナー等の催し物が豊富なイベントとなっています。



「環境Wave21」の様子

■ 企業との連携・ネットワーク

本市では民間企業と連携し、脱炭素・資源循環・自然環境の各分野における取組のさらなる加速を目指しています。令和7(2025)年には企業と、カーボンニュートラルの実現に向けた協定締結(脱炭素)や、不要品を捨てずに再利用する仕組み構築に向けた協定締結(資源循環)、佐久島の藻場育成に関する調査・再生活動等への寄付獲得(自然環境)を実現しました。

本市における取組拡大に向けた企業との連携例

取組	連携先	締結時期	概要
廃棄物削減と循環型社会形成に向けたリユースにおける連携協定 (資源循環)	株式会社マーケット エンタープライズ	2025/1/24	リユースプラットフォーム「おいくら」を用いて、不要品を捨てずに再利用する仕組みを構築し、本市の廃棄物削減と循環型社会の形成を実現
藻場育成に関する調査・再生活動等への寄付 (自然環境)	日本郵船株式会社 旭運輸株式会社	2025/2/5	当該企業から本市へ、佐久島の藻場育成に関する調査・再生活動、アマモの苗の育成等に役立てる寄付を実施
カーボンニュートラルの実現に向けた取組に関する連携協定 (脱炭素)	東邦ガス株式会社 株式会社バイウィル 株式会社あいち銀行	2025/3/4	家庭用燃料電池システムや太陽光発電の導入、LED化等による温室効果ガスの削減効果をJ-クレジットに換え、それを有効利用することで本市のカーボンニュートラルに向けた取組を加速
住宅用地球温暖化対策設備等の共同購入事業に関する連携協定 (脱炭素)	株式会社アイチューザー	2025/3/27	購入希望者を多く募るスケールメリットを生かし、市場価格より安く太陽光パネルや蓄電池を購入できる仕組みを構築し、本市のカーボンニュートラルに向けた取組を加速
循環型社会形成に向けた事業に関する連携協定 (資源循環)	株式会社 ECOMMIT	2025/12/4	使用済衣類及び雑貨の回収用ボックス「PASSTO(パスト)」を市内8か所に設置することにより、家庭から出る燃えるごみの削減を図る取組を加速

■ 公害防止協定

本市では令和6(2024)年度末現在、公害防止協定を延べ98社と、公害防止に関する覚書を5社と締結しています。公害防止協定・公害防止に関する覚書の締結企業数は増加しています。

■ 環境関連団体の活動

本市ではまちのごみ拾い・清掃活動等を行う「まち歩きごみ拾い隊にしお」をはじめ、環境に関する活動を行う市民団体が複数活動しています。

本市で環境活動を行う主な市民団体 (資料:にしお市民活動情報サイト)

市民団体	取組概要
まち歩きごみ拾い隊にしお	西尾市(主に市街中心部)でごみ拾いなどの清掃活動を行うことで、ポイ捨てをしない人づくりを推進します。公共の場所の巡視や破損等の通報も行います。
Amor a MikawaOneプロジェクト	西尾を日本一クリーンなまちにして地球環境に貢献することを目的に、三河湾の海底ゴミ調査を底曳網漁船で行う三河湾クルーズイベント等を開催しています。
UNIVERSAL VILLAGEにしお	ローカルな資源循環で幸福度の高い社会づくりを目指し、畜産業等の臭気対策、農業における有効微生物群(EM)技術の活用サポート等を行っています。
島を美しくする会	島の活性化を進めていくために設立された島民による自主活動組織で、島の子どもたちや島外ボランティアとも協働しながら、活動を推進しています。

2 アンケート調査の結果

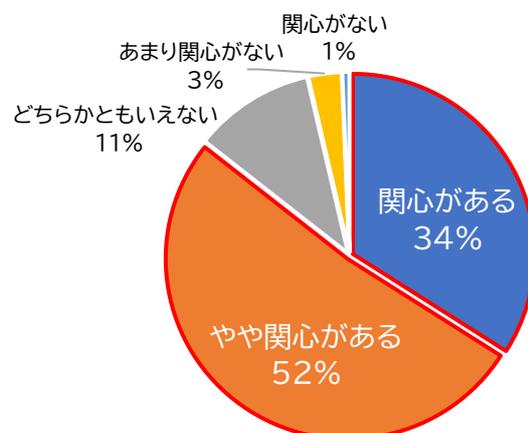
一般市民・小中学生・事業者に対してWEBで行ったアンケート調査における調査期間や回答結果は、以下のとおりです。

調査対象	市民	市内在住の18歳以上の市民3,000人(無作為抽出)
	小中学生	市内の小学生5年生及び中学2年生
	事業者	市内の300事業所(無作為抽出)
調査期間		令和7年7月24日(木)～令和7年8月12日(火)
回答	市民	942件(回収率31%)
	小中学生	628件(小学生) 258件(中学生)
	事業者	74件(回収率25%)

2-1 調査の結果(市民)

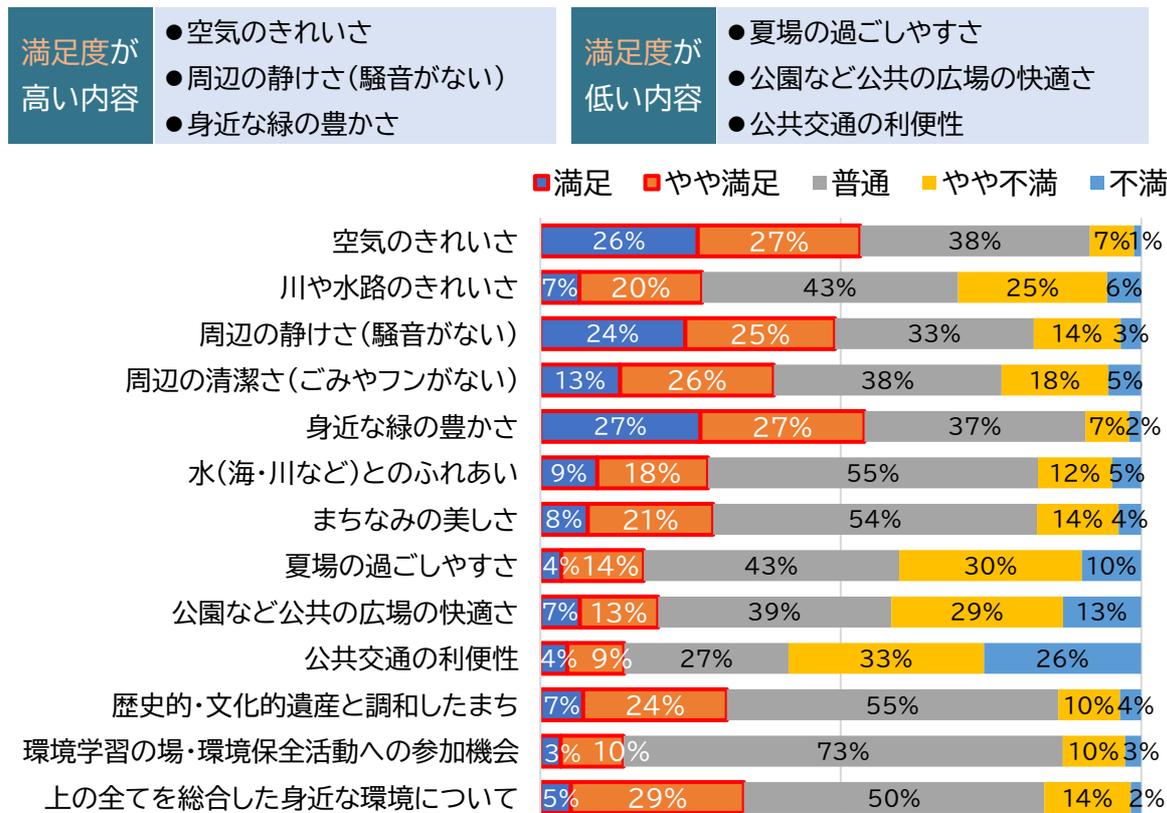
■ 環境問題に対する関心度

- ▶ 回答者の86%が「関心がある」、「やや関心がある」と回答しており、環境問題に対する関心が高くなっています。

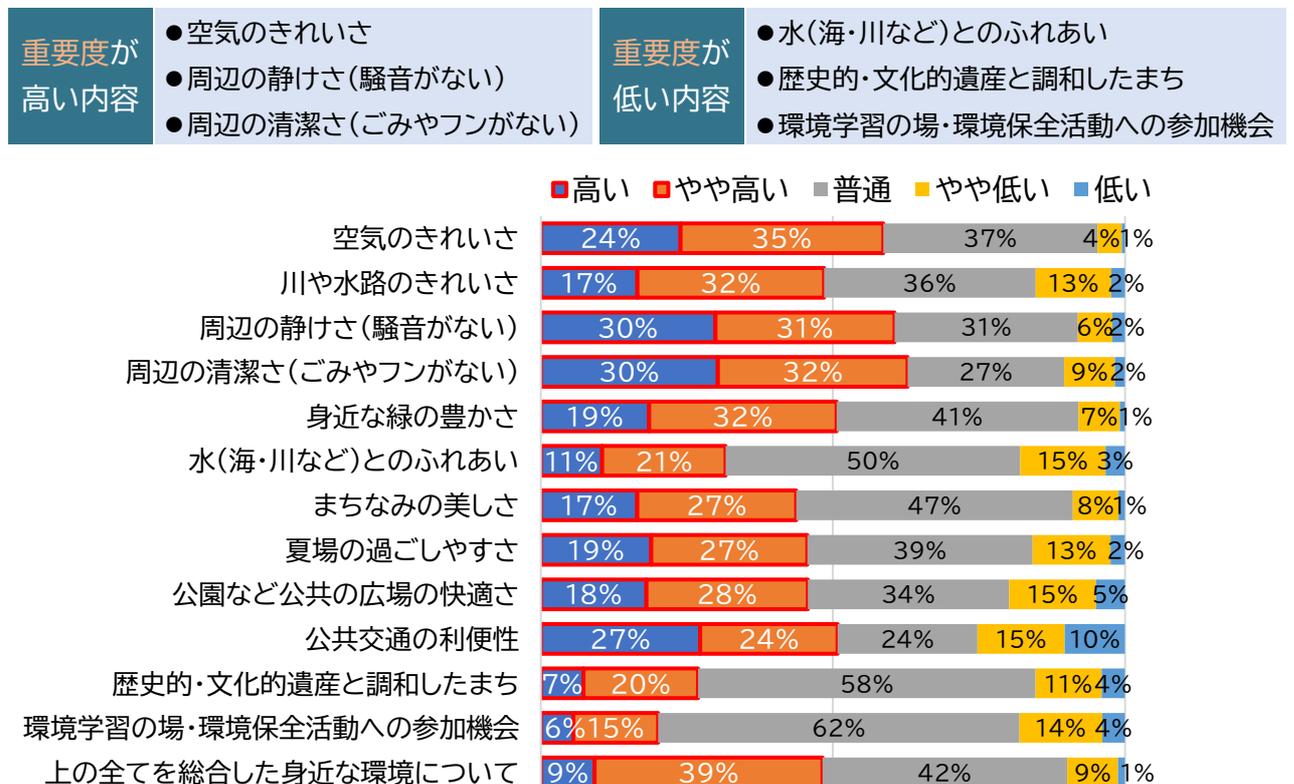


■ 環境への満足度と重要度

<満足度>

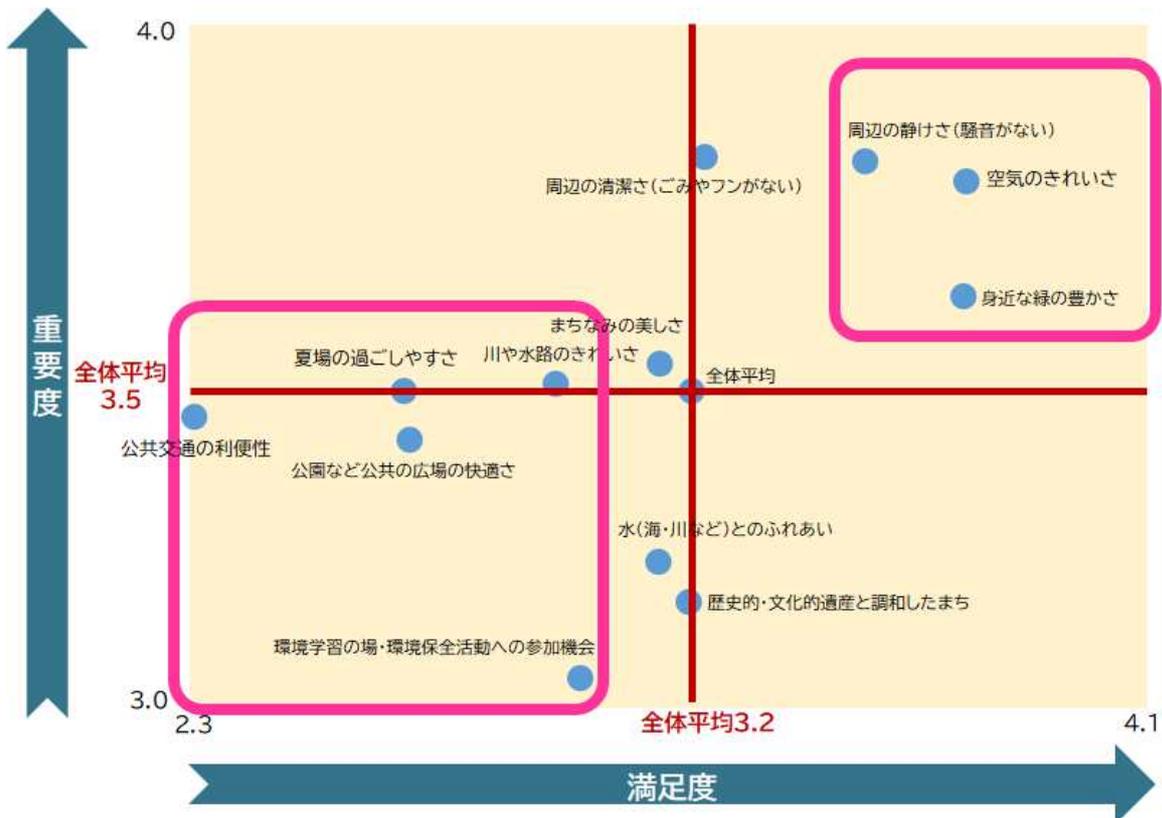


<重要度>



<満足度と重要度のクロス評価>

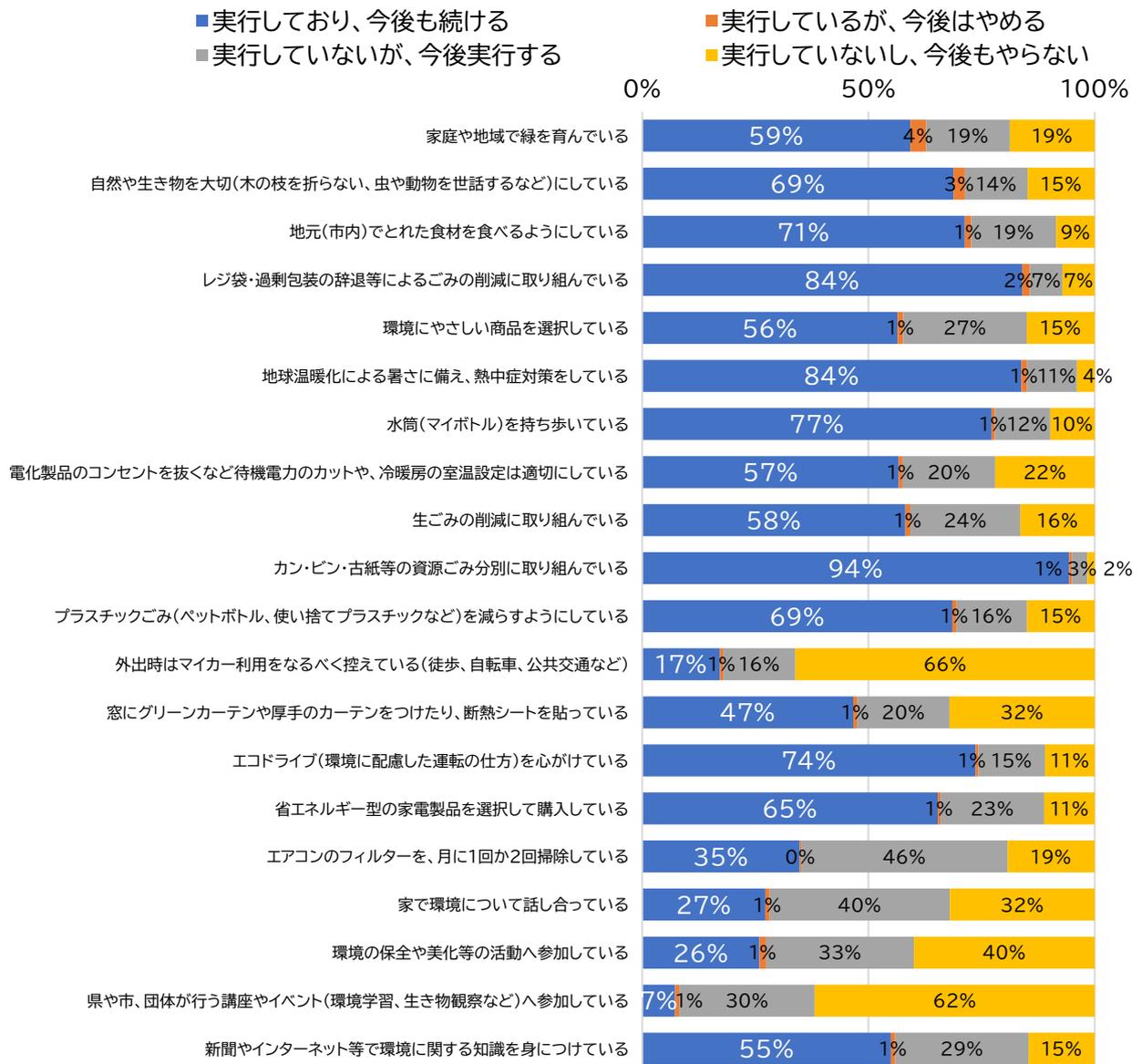
- ▶ 「不満」～「満足」(5段階)、「重要でない」～「重要」(5段階)の選択肢をそれぞれ1～5ポイントに換算して評価したところ、各平均値について満足度が「3.2」、重要度が「3.5」となりました。
- ▶ 分類ごとの項目は以下のとおりです。「重要度が高く、満足度も高い項目」については満足度を維持するための取組、「重要度が高く、満足度が低い項目」については満足度向上のための取組が求められます。



重要度が高く、満足度も高い内容	<ul style="list-style-type: none"> ● 空気の流れ ● 周辺の静けさ(騒音がない) ● 身近な緑の豊かさ
重要度が高く、満足度が低い内容	<ul style="list-style-type: none"> ● 夏場の過ごしやすさ ● 公園など公共の広場の快適さ ● 公共交通の利便性

■ 環境に配慮した取組状況

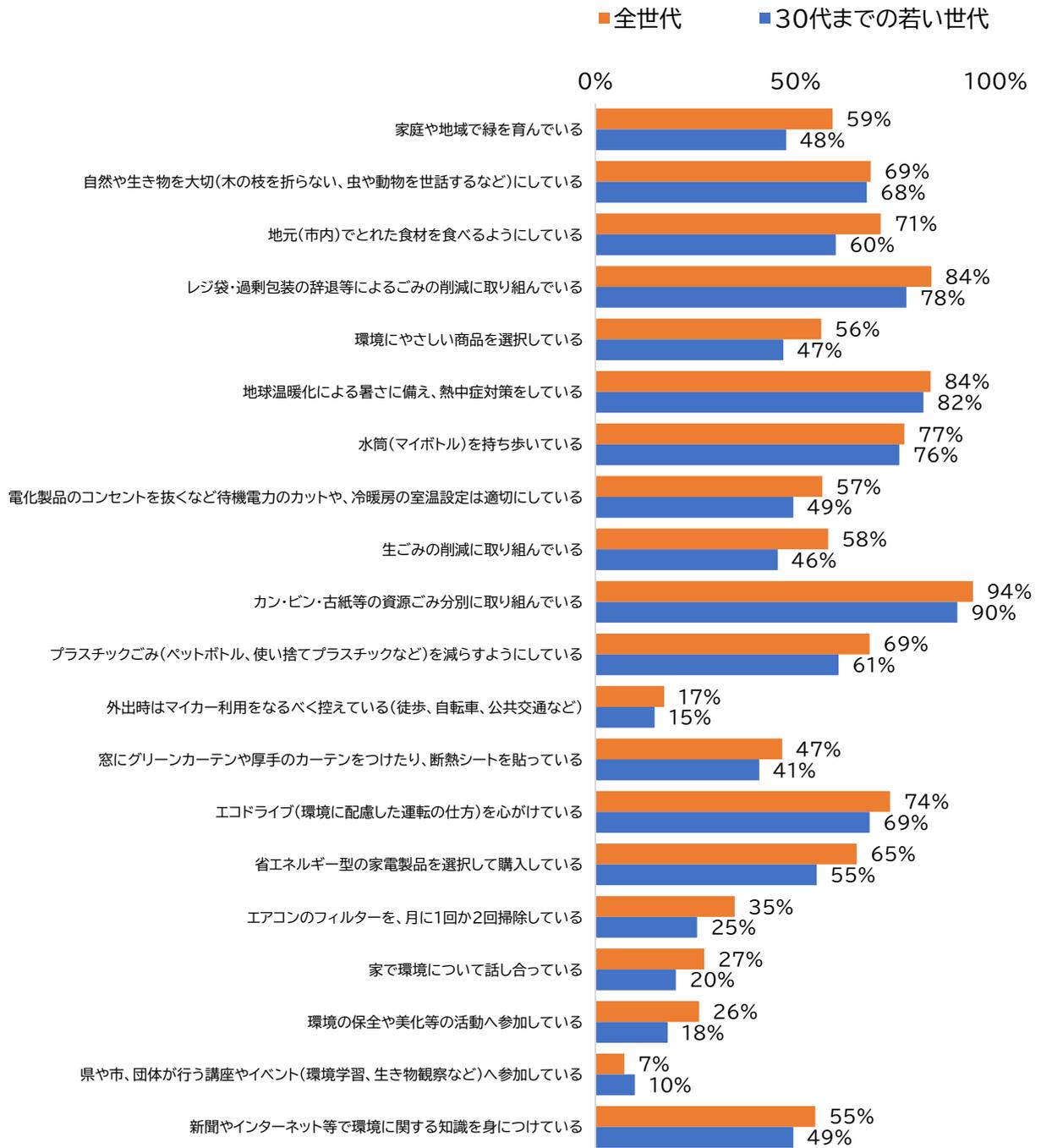
実施率が 高い取組	<ul style="list-style-type: none"> ▶ カン・ビン・古紙等の資源ごみ分別に取り組んでいる ▶ レジ袋・過剰包装の辞退等によるごみの削減に取り組んでいる ▶ 地球温暖化による暑さに備え、熱中症対策をしている
実施率が 低い取組	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 県や市、団体が行う講座やイベント(環境学習、生き物観察など)へ参加している ▶ 外出時はマイカー利用をなるべく控えている(徒歩、自転車、公共交通など) ▶ 環境の保全や美化等の活動へ参加している



※四捨五入の関係で、合計が100%にならない場合があります。

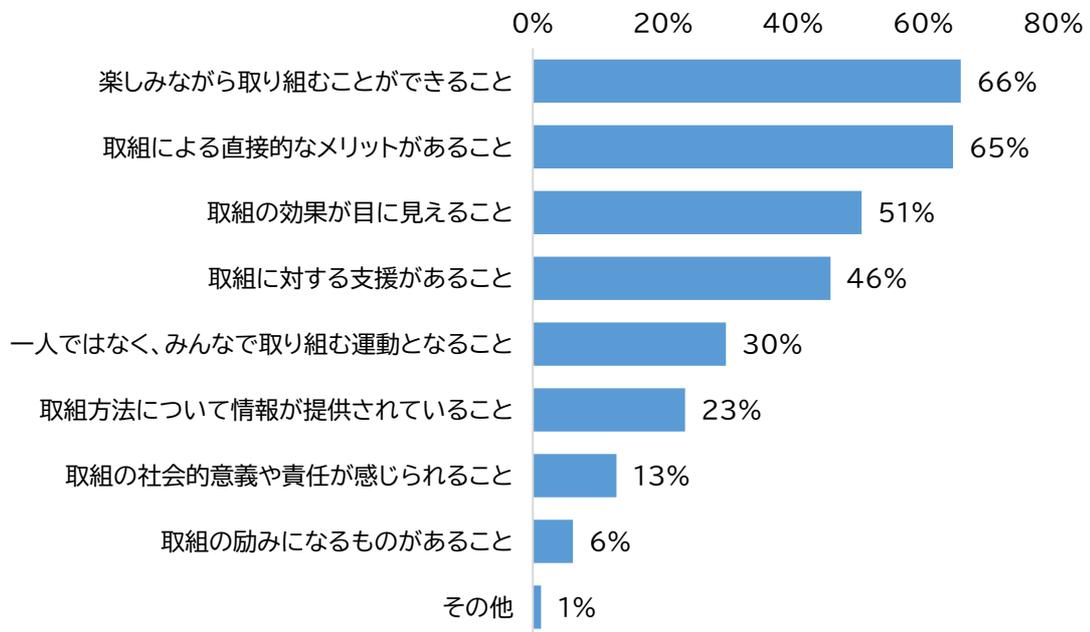
また、30代までの若い世代の方の取組の実施率は、全体的に低い状況となっています。

なかでも、「家庭や地域で緑を育てている割合」、「地元でとれた食材を食べようとしている割合」、「省エネルギー型の家電製品を選択して購入している割合」、「生ごみの削減に取り組んでいる割合」については、特に全体との乖離が大きくなっています。



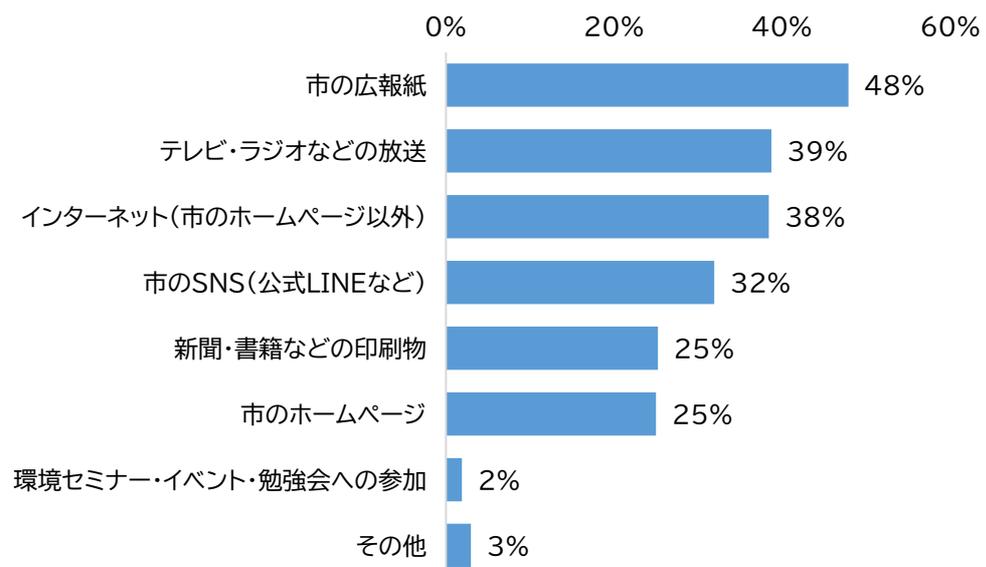
■ 環境行動に取り組むために必要なこと

- ▶ 環境行動に取り組むために必要なこととしては、「楽しみながら取り組むことができること(66%)」や「取組による直接的なメリットがあること(65%)」が高くなっています。



■ 環境に関する情報の入手媒体

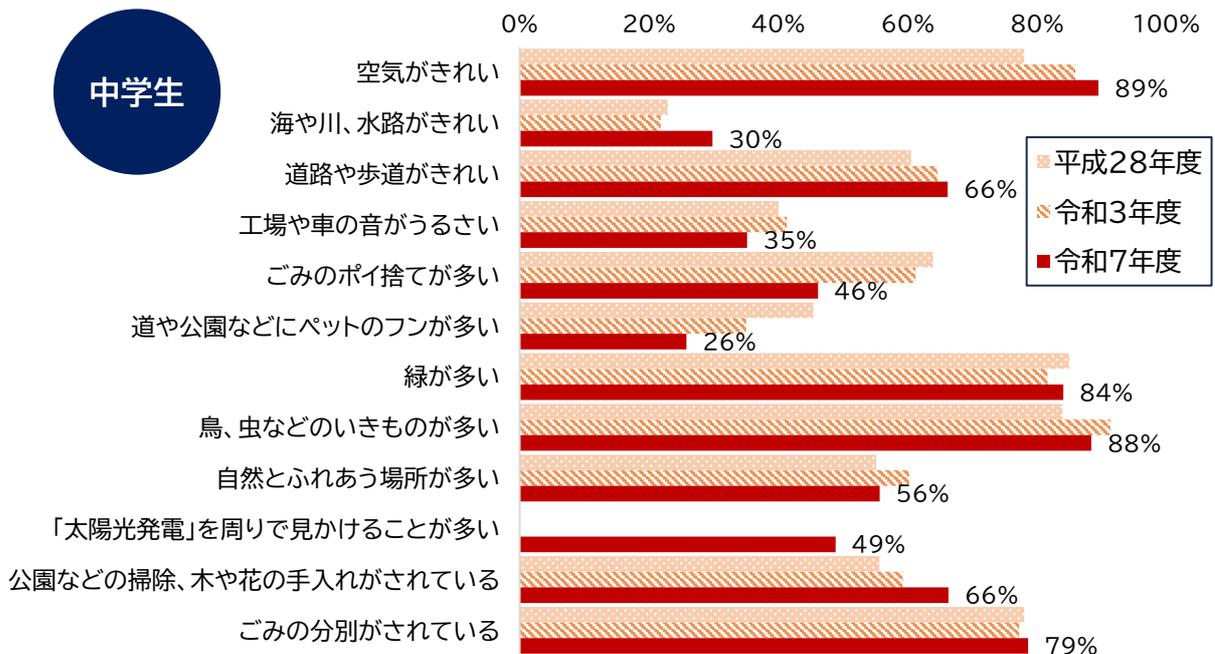
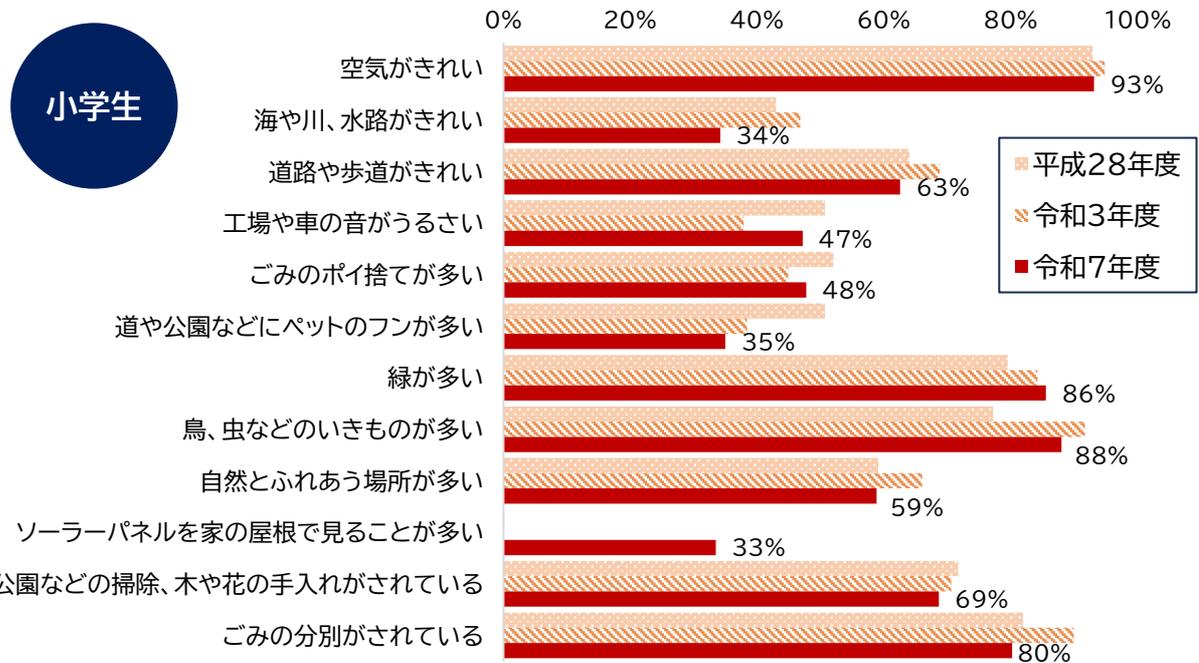
- ▶ 環境に関する情報については、「市の広報紙」から入手している割合(48%)が最も高くなっています。



2-2 調査の結果(小中学生)

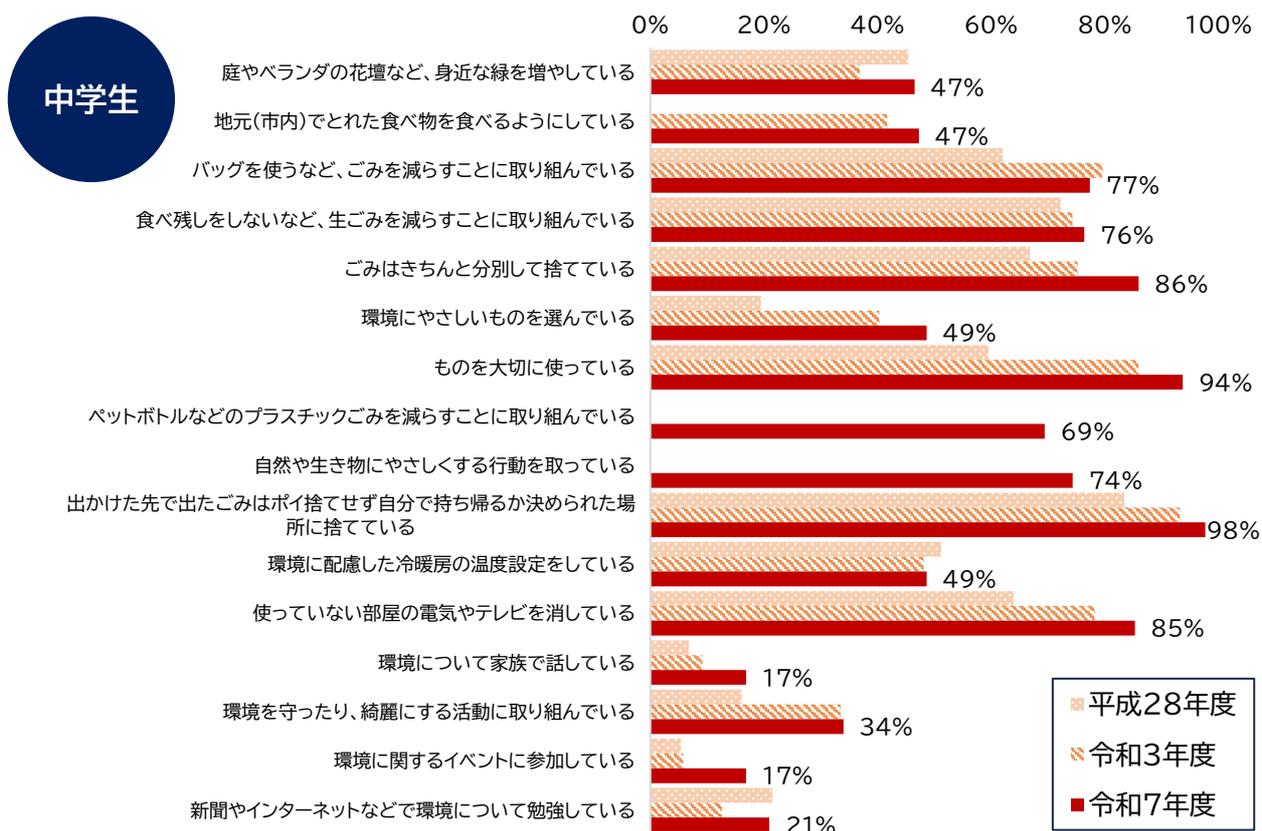
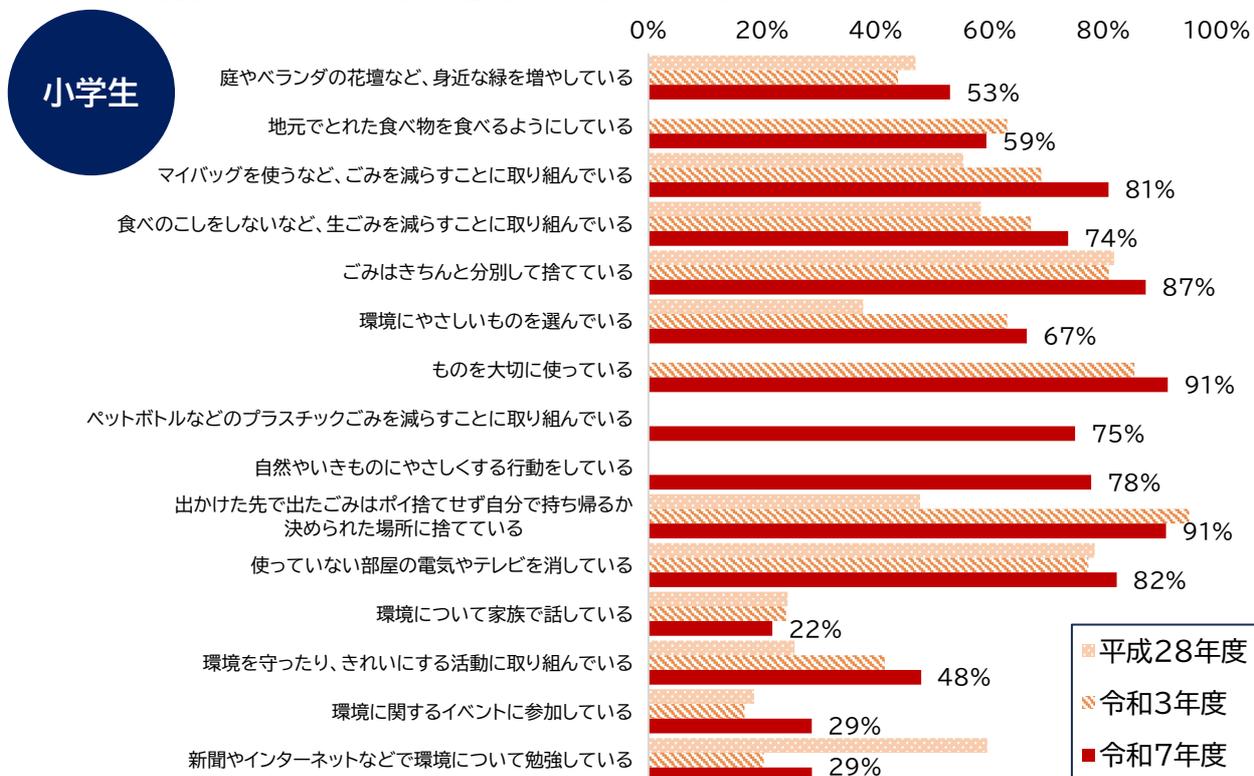
■ 家の周りの環境

- ▶ 多くの項目で小中学生ともに概ね改善傾向となっています。特に道や公園におけるペットのフンについては改善傾向が顕著となっています。
- ▶ 海や川、水路のきれいさについては改善が進んでいない状況です。
- ▶ 初めての調査項目である太陽光発電を周りで見かける項目については、今後も継続して確認していきます。



■ 現在の取組状況

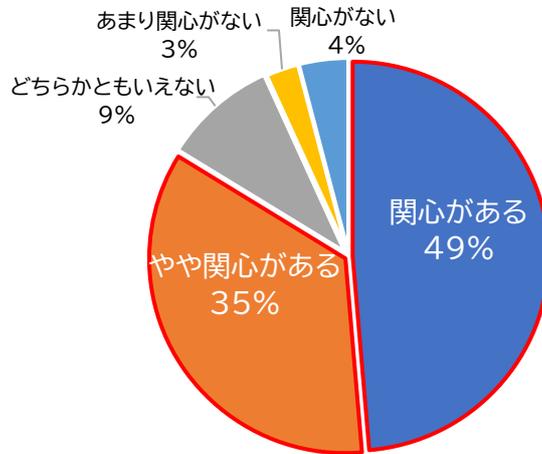
- ▶ 多くの項目で小中学生ともに概ね改善傾向となっています。
- ▶ 環境を守ったり、きれいにする活動、環境に関するイベントへの参加については、近年、伸びてきており、今後も伸びる可能性が期待できます。
- ▶ 初めての調査項目であるプラスチックごみを減らす取組や自然やいきものにやさしくする行動については、今後も継続して確認していきます。



2-3 調査の結果(事業者)

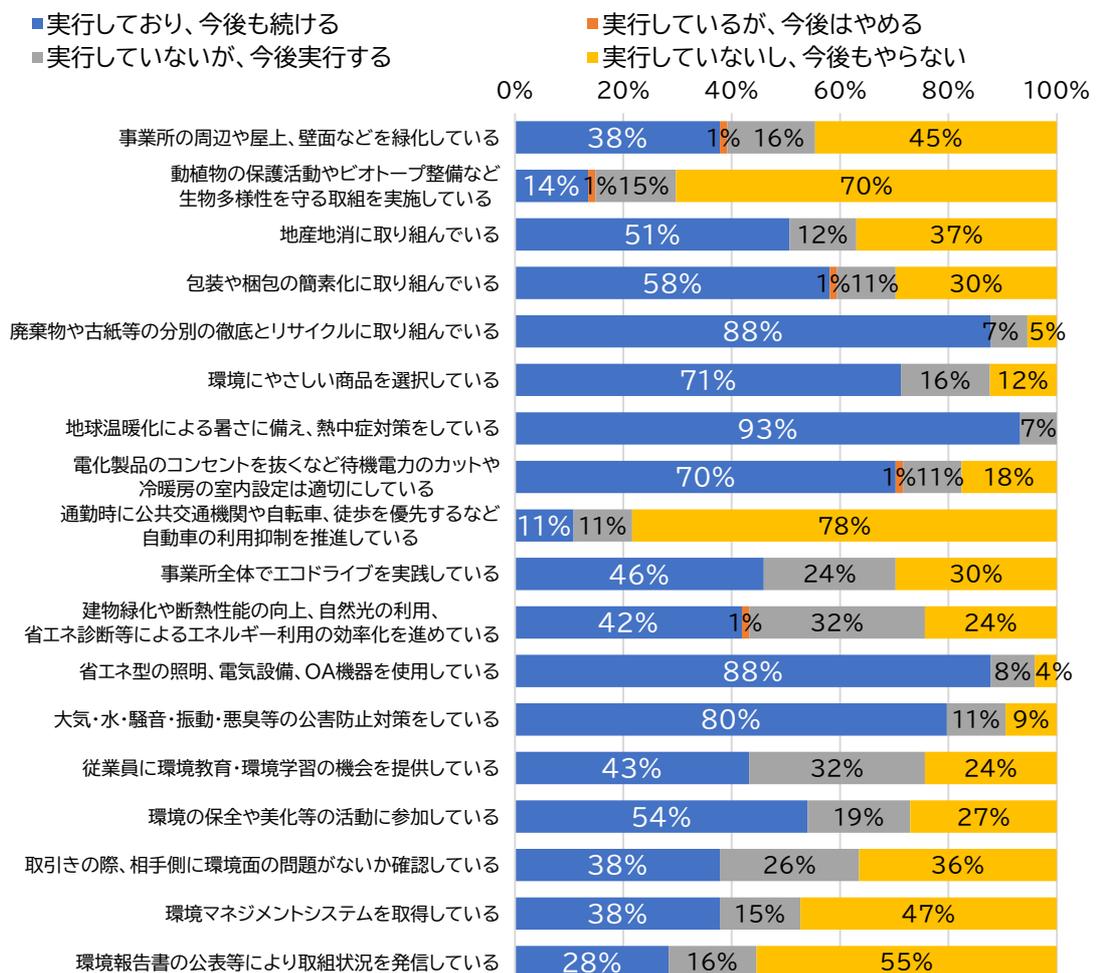
■ 環境問題に対する関心度

- ▶ 回答者の84%が「関心がある」、「やや関心がある」と回答しており、環境問題に対する関心が高くなっています。



■ 環境対策の実施状況

- ▶ 実施している割合が高い取組としては、「地球温暖化による暑さに備え、熱中症対策をしている」、「廃棄物や古紙等の分別の徹底とリサイクルに取り組んでいる」、「省エネ型の照明、電気設備、OA 機器を使用している」取組となっています。

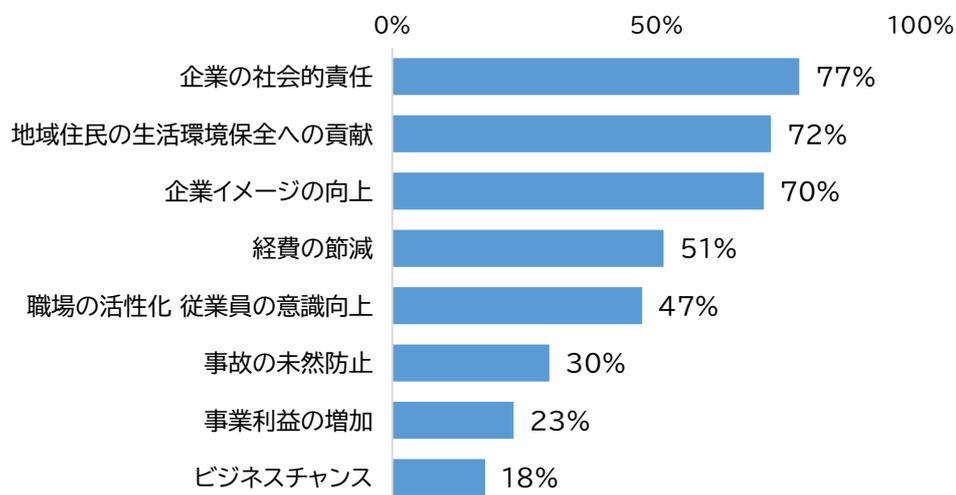


■ 環境保全に取り組むメリット・課題

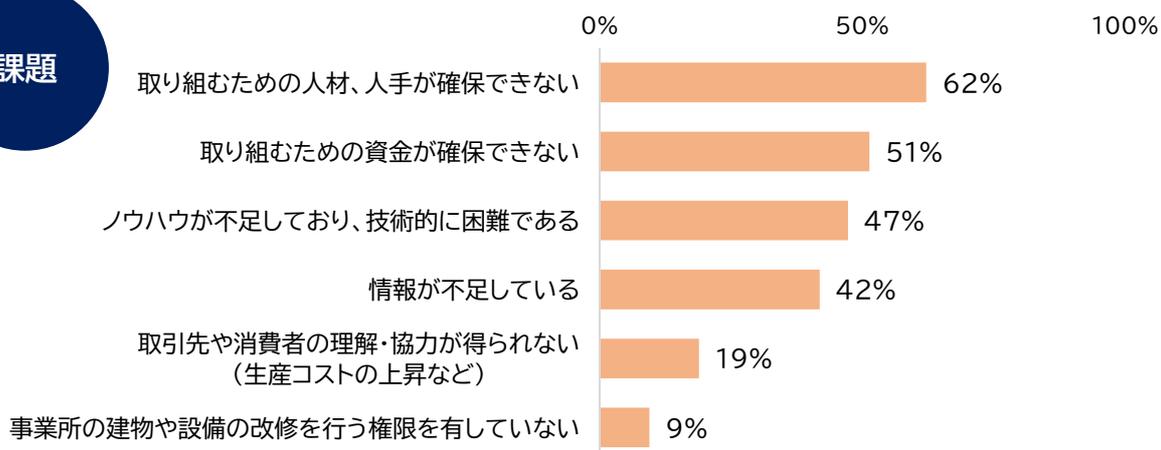
- ▶ メリットとしては、企業の社会的責任、地域住民の生活環境保全への貢献、企業イメージの向上が高くなっています。
- ▶ 課題としては、取り組むための人材や資金の確保、ノウハウの不足が高くなっています。



メリット

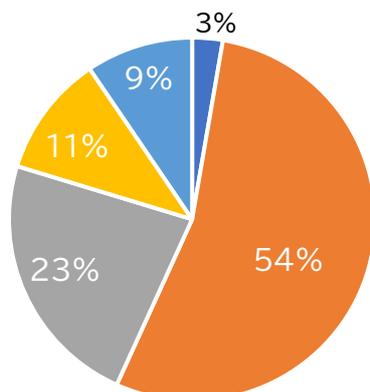


課題



■ 環境活動への参加意向

- ▶ 興味がある分野については参加してみたいとの回答が、半数以上の54%となっており、今後、事業者と連携した環境保全活動が期待されます。



- 積極的に参加して、運営にも関わりたい
- 興味がある分野には参加してみたい
- メリット(人脈形成など)があれば参加しても良い
- 参加はできないが情報は欲しい
- わからない

3 市民向け座談会

- ▶ アンケート調査に加えて、より市民の意見を反映するために市民を対象とした座談会を開催し、具体的な環境対策の意向などを確認・把握しました。

実施日	令和7年10月11日(土)
内容	環境基本計画及び地球温暖化対策実行計画の骨子案を説明し各ブースに分かれて座談会形式で意見交換を実施
主な意見	
本市の良いと感じるところ	<ul style="list-style-type: none">・豊かな自然環境、都会には無い良さがある・ごみの分別ができています・閑静な住宅街・食が豊か
本市の悪いと感じるところ	<ul style="list-style-type: none">・街路樹や草木などの整備が行き届いていない場所がある・資源ごみのステーションが少ない・鳥の繁殖地がある自然地に太陽光発電が設置されている・公共交通が不便である
普段の生活で取り組んでいること	<ul style="list-style-type: none">・プラスチック製品の購入を可能な限り控えている・夏場はゴーヤのグリーンカーテンに取り組んでいる・ごみ捨てのルールを守る・空調の設定温度に気を使っている
これから取り組むべきと考えること	<ul style="list-style-type: none">・西尾市を好きになることで環境に関する取組の行動変容を促す・街路樹の整備や草刈りを適切に実施する・環境に関する取組を広報紙や SNS、環境教育などで発信する・断熱窓など省エネ改修をすることで電気使用量が大きく削減できたため、わかりやすく伝えていく



座談会の実施風景

4 計画の策定経過

日程	会議等
令和7年7月24日～ 8月12日	アンケート調査(市民3,000人、事業者300社)
令和7年9月30日	第1回西尾市環境基本計画等策定委員会・作業部会合同会議
令和7年10月1日	第1回西尾市環境審議会
令和7年10月7日～ 10月17日	計画策定に関する事業者ヒアリング
令和7年10月11日	計画策定に関する市民向け座談会
令和7年10月21日	第2回西尾市環境基本計画等策定作業部会
令和7年11月26日	第2回西尾市環境基本計画等策定委員会
令和7年12月17日	第2回西尾市環境審議会

5 西尾市環境審議会 委員名簿

氏名	所属
加藤 智子	にしお環境市民塾 世話役
石川 知恵	UNIVERSAL VILLAGE にしお 代表
手島 とし子	ばらネット 会長
小林 英明(令和7年11月まで) 名倉 崇博(令和7年12月から)	連合愛知三河中地域協議会西尾地区 副議長
中根 静夫	西三河漁業協同組合 代表理事組合長
磯貝 剛	西尾商工会議所 専務理事
齋藤 種治	西三河農業協同組合 代表理事組合長
早川 宇田子	西尾みなみ商工会 女性部長
高橋 伸夫	特定非営利活動法人 愛知生物調査会 理事長
西野 正洋	愛知県西三河県民事務所 環境保全課長
中澤 信	一般社団法人西尾市医師会 副会長
近藤 芳英	副市長

6 用語集

あ

アダプトプログラム

道路や公園などの公共施設を養子にみたく、地域住民や地元企業のボランティアグループが、愛情と責任を持って清掃、美化する取組のこと。

アップサイクル

廃棄されるはずの製品や素材に新たなアイデアやデザインを加えて、元の製品よりも価値の高い別の製品に生まれ変わらせること。

うちエコ診断

家庭のエネルギー使用状況や二酸化炭素排出量が見える化し、各家庭のライフスタイルや地域の気候に合わせた省エネ対策などを専門家が提案する無料の診断サービス。環境省が推進する「家庭エコ診断制度」の一環。

温室効果ガス

地球温暖化の原因となる温室効果を持つ気体のことで、略称は GHG (Green house Gas)。「地球温暖化対策の推進に関する法律」では、二酸化炭素(CO₂)、メタン(CH₄)、一酸化二窒素(N₂O)、代替フロン等4ガス(ハイドロフルオロカーボン類(HFCs)、パーフルオロカーボン類(PFCs)、六フッ化硫黄(SF₆)、三フッ化窒素(NF₃))の7つの温室効果ガスを対象とした措置を規定している。

か

カーボンニュートラル

二酸化炭素を始めとする温室効果ガスの人為的な発生源による排出量と、森林等の吸収源による除去量との間の均衡を達成すること。

環境認証システム

建築物や企業活動の環境性能(省エネ、快適性など)を第三者機関が客観的に評価・認証する仕組み。

環境ラベル

製品やサービスが環境に配慮していることを示すために付けられる認証マークや表示のこと。消費者が環境負荷の少ない選択をするための目安となる。

グリーン購入

環境への負荷が少ない製品やサービスを優先的に選び、購入すること。

グリーンコンシューマー

環境への負荷を減らすことを意識して商品やサービスを選択・消費する消費者のこと。資源の節約、廃棄物の削減などを重視し、環境に配慮したライフスタイルを実践する。

グリーンツーリズム

農山村地域において、自然、文化、農林業とのふれあいや人々との交流を楽しむ滞在型の余暇活動のこと。

耕種農家

田畑を耕して米、野菜、果物、花などの作物を栽培する農家のこと。

さ

次世代自動車

窒素酸化物や粒子状物質等の大気汚染物質の排出が少ない、または全く排出しない、燃費性能が優れているなどの環境にやさしい自動車のこと。

食品ロス

本来食べられるのに捨てられてしまう食品のこと。

た

低炭素建築物新築等計画認定制度

都市の低炭素化の促進を図ることを目的とした「都市の低炭素化の促進に関する法律」が施行されたことを受け、市街化区域等の区域内において、これから建築物の新築等を行う者に対して低炭素化措置を盛り込んだ計画(低炭素建築物新築等計画)の作成を求め代わりに、認定を受けた建築物は容積率の特例や税制優遇を受けることができる制度。

適応策

すでに起こりつつある気候変動による影響に対して防止・軽減のための備えをすること。

特別栽培

化学合成農薬・化学肥料ともにその地域の慣行レベルの5割以下の使用で栽培すること。

は

バイオマス

もとは生物の量を意味するが、食品残渣(生ごみ)、剪定枝(枝の切りくず)、家畜ふん尿等、化石燃料を除いた生物由来の有機エネルギー資源を指す。

パリ協定

平成27(2015)年に「国連気候変動枠組条約第21回締約国会議(COP21)」で採択された温室効果ガス排出削減等のための国際枠組み。世界の平均気温上昇を産業革命前と比べて2℃未満に抑える(2℃目標)とともに1.5℃未満に抑える努力を継続すること、今世紀後半

に人為的な温室効果ガス排出量を実質ゼロ(排出量と吸収量を均衡させること)とすること等が盛り込まれている。

ブルーツーリズム

島や沿海部の漁村に滞在し、魅力的で充実した海辺での生活体験を通じて、心と体をリフレッシュさせる余暇活動のこと。

英数字

4R

「Refuse(断る)」、「Reduce(減らす)」、「Reuse(再利用)」、「Recycle(再資源化)」のこと。

ESG 金融

環境(Environment)、社会(Social)、ガバナンス(Governance)の3要素を考慮して、企業やプロジェクトに対して資金を提供する金融のこと。財務情報だけでなく、非財務的な社会的・環境的価値を重視する投資・融資のスタイル。

EV(Electric Vehicle)

電気エネルギーで走行する電気自動車のこと。走行中にまったく排気ガスを出さず、騒音も少ないことが特徴。

IPCC

Intergovernmental Panel on Climate Change(気候変動に関する政府間パネル)の略で、UNEP(国連環境計画)とWMO(世界気象機関)が共同で昭和63(1988)年11月に設置した機関。気候変動に関する科学的な知見や環境影響評価、今後の対策のあり方について検討を進め、国際的な対策を進展させるための基礎となる情報を集積し、公表している。令和4(2022)年に第6次評価報告書が公表された。

PDCA

事業などの活動の管理を円滑に進める手法で、Plan(計画の策定)→Do(計画の実行)→Check(点検・評価)→Action(見直し)の4段階を繰り返すことにより、継続的な改善を実現するもののこと。

SBT 認定

Science Based Targets の略。パリ協定(国際水準)に基づいた高い削減目標を掲げる企業に対する国際的な認証制度。企業にとっては、国の削減目標の達成に貢献するのみならず、投資家や顧客のPRにつながるメリットがある。

ZEB(ゼブ)

Net Zero Energy Building(ネット・ゼロ・エネルギー・ビル)の略で、快適な室内環境を実現しながら、大幅な省エネルギーの実現や再生可能エネルギーの導入等により、建物で消費

する年間の一次エネルギーの収支をゼロにすることを旨とした建築物。国は、ZEBの実現・普及に向けて、エネルギー消費量の削減割合等に応じて、『ZEB』、Nearly ZEB、ZEB Ready、ZEB Oriented の区分を設けている。

ZEH(ゼッチ)

Net Zero Energy House(ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス)の略で、「エネルギー収支をゼロ以下にする家」。つまり、家庭で使用するエネルギーと、太陽光発電などで創るエネルギーのバランスを調整して、1年間で消費するエネルギーの量を実質的にゼロ以下にする家ということ。国は、ZEHの実現・普及に向けて、エネルギー消費量の削減割合等に応じて、『ZEH』、Nearly ZEH、ZEH Ready、ZEH Orientedの区分を設けている。

第3次西尾市環境基本計画

令和8年3月

編集・発行 西尾市 環境部 環境保全課

TEL:0563-65-3881 FAX:0563-65-3880